

2022年短答データリサーチ解答登録者特典

令和4年度短答式試験
問題・解説

【特許・実用新案】 1

特許法に規定する総則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 被保佐人は、保佐人の同意を得ることなく、他人が保有する特許権に係る特許異議の申立てについて手続をすることができる。
- (ロ) 手続をする者の委任による代理人である弁理士の代理権は、本人の死亡、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によって消滅する。
- (ハ) 甲及び乙が共同して特許出願をしたときは、当該特許出願についての出願公開の請求は、甲及び乙が共同してしなければならない。ただし、甲を代表者と定めて特許庁に届け出たときは、当該特許出願についての出願公開の請求は、甲が代表してすることができる。
- (ニ) 特許管理人がない在外者の特許権については、特許庁の所在地をもって裁判籍を定めるにあたっての財産の所在地とみなす。
- (ホ) 特許出願人が死亡した場合であっても、審査手続についての委任による代理人があるときは、審査は中断しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実1〕 正解 2**（イ）× 特7条2項**

被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない（特7条2項）。したがって、被保佐人が、他人が保有する特許権に係る特許異議の申立てについて手続をするためには、保佐人の同意を得なければならない。これに対し、本枝では、「保佐人の同意を得ることなく・・・手続をすることができる」としている。よって、本枝は誤り。

なお、被保佐人は、「その（被保佐人の）」特許権に係る特許異議の申立てについて手続をするることについては、保佐人の同意を得る必要はない（特7条4項）。

（ロ）× 特11条

手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しない（特11条）。したがって、手続をする者の委任による代理人である弁理士の代理権は、本枝に示されている事由によっては、消滅しない。これに対し、本枝では、「消滅する」としている。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特14条

2人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請又は申立ての取下げ、特41条1項の優先権の主張及びその取下げ、「出願公開の請求」並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない（特14条）。特14条は、いわゆる不利益行為以外の手続については、各人が全員を代表し（同本文）、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、代表者のみが他を代表して、その他の者は代表する権限のない（同ただし書）旨を規定したものである。そのため、不利益行為として本条に明示されている「出願公開の請求」については、共同でしなければならず、代表者を定めて特許庁に届け出たときであっても、共同でしなければならない。したがって、甲を代表者と定めて特許庁に届け出たときであっても、当該特許出願についての出願公開の請求は、甲及び乙が共同でしなければならないため、本枝の前段部分は正しいが、後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

（ニ）○ 特15条

在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許管理人があるときはその住所又は居所をもって、特許管理人がないときは特許庁の所在地をもって民訴5条4号の財産の所在地とみなす（特15条）。したがって、特許管理人がない在外者の特許権については、特許庁の所在地をもって裁判籍を定めるにあたっての財産の所在地とみなす、とする本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ホ）○ 特24条で読み替えて準用する民訴124条2項

当事者（特許出願人）が死亡した場合、原則、審査は中断するが（特24条で準用する民訴124条1項1号）、審査手続についての委任による代理人がある間は、審査は中断しない（特24条で読み替えて準用する民訴124条2項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ニ）、（ホ）の2つであるから、正解は2。

【特許・実用新案】 2

訂正審判、特許無効審判及び延長登録無効審判並びにその不服申立ての手續に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許法第67条第2項の延長登録の出願（いわゆる期間補償のための延長登録の出願）における拒絶をすべき理由のうち、特許法第125条の2第1項に規定される延長登録無効審判を請求することができる理由とされていない理由はない。
- (ロ) 特許無効審判の審決に対する訴えの審理において、東京高等裁判所は、当事者の申立てにより、その事件の争点の性質を考慮して、必要があると認めるときは、広く一般に対して、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、意見を記載した書面の提出を求めることができる。
- (ハ) 特許無効審判において被請求人が提出した答弁書が不適法なものであってその補正をすることができないものとして決定をもって却下された場合、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。
- (ニ) 審判長は、当事者双方から申立てがあれば、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、特許無効審判の口頭審理の期日における手續を行わなければならない。
- (ホ) 特許権者は、訂正審判を請求するにあたり、原則として当該特許権についての通常実施権者の承諾を得る必要はないが、当該通常実施権者がいわゆる独占的通常実施権者である場合は、その者の承諾を得る必要がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実2〕正解 2**（イ）○ 特67条の3第1項各号、特125条の2第1項各号**

特67条2項の延長登録の出願の拒絶理由として、特67条の3第1項各号には、①その特許権の設定の登録が基準日以後にされていないとき、②その延長を求める期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき、③その出願をした者が当該特許権者でないとき、及び④その出願が特67条の2第4項に規定する要件を満たしていないとき、の4つが規定されている。そして、特67条2項の延長登録の出願の無効理由として、特125条の2第1項各号に上記①～④の4つが規定されている。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 条文上そのような規定はない（参考：特180条の2第1項、特105条の2の11）

特許無効審判の審決に対する訴えの審理は、東京高等裁判所の専属管轄とされているところ（特178条1項）、特180条の2第1項において、裁判所（東京高等裁判所）が特許庁長官に対して意見を求めることができる旨が規定されている。しかし、本枝のように、裁判所が、広く一般に対して、意見を記載した書面の提出を求めることができる旨の規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

なお、令和3年法改正において第三者意見募集制度（特105条の2の11）が導入されたが、本制度は特許権等侵害訴訟に適用されるものであって、特許無効審判の審決に対する訴えの審理に適用されるものでない。

（ハ）○ 特195条の4

査定、取消決定若しくは審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書若しくは特120条の5第2項若しくは特134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれらの不作為については、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができない（特195条の4）。本枝の却下の決定は特133条の2第1項に基づくものであり、本条の却下の決定につき、不服を申し立てることができない旨を規定する条文は存在しない。そのため、本枝の却下の決定について行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。よって、本枝は正しい。

（二）× 特145条6項

審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、特145条3項の期日における手続を行うことができる（特145条6項）。いわゆる口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化については、審判長の裁量によって認められるものであって、本枝のように「行わなければならない」とする規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特127条

特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる（特127条）。令和3年法改正において、特許権者が訂正審判を請求する際の通常実施権者の承諾が不要とされた。そして、いわゆる独占的通常実施権者が存在する場合であっても、その者の承諾を得る必要はない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（イ）、（ハ）の2つであるから、正解は2。

【特許・実用新案】 3

特許要件又は特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

- (イ) 発明**イ**は、特許を受ける権利を有する**甲**の意に反して日本国内において頒布された文書に記載されていた。当該文書が頒布された日から8月後、**甲**は発明**イ**に公知技術**α**を付加した発明**ロ**に係る特許出願**A**をした。この場合、当該文書に記載された発明**イ**に基づいて容易に発明**ロ**をすることができたことは、特許出願**A**について、特許法第29条第2項（いわゆる進歩性）に基づく拒絶理由となる。
- (ロ) **甲**は、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書に相当する書面を願書に添付した外国語書面出願**A**をし、特許法第36条の2第2項本文に規定する期間内に、同項に規定する外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文の提出をせず、同条第3項の規定による特許庁長官の通知を受けた。この場合、**甲**が、同条第4項に規定する期間内に、外国語要約書面を除く願書に添付したすべての書面についてその翻訳文を提出しなければ、外国語書面出願**A**は取り下げられたものとみなされる。
- (ハ) 特許出願の審査は、出願審査の請求をまっで行うのが原則であるが、出願審査の請求がない場合であっても、例外的に審査を行うときがある。
- (ニ) 特許出願**A**の出願人**甲**が当該特許出願**A**を審査する審査官**乙**の弟の配偶者である場合には、**甲**と**乙**の同居の有無にかかわらず、除斥の申立てがないときであっても、審査官**乙**は特許出願**A**の審査から当然に除斥される。
- (ホ) 出願公開の請求がされた場合、出願公開が行われる前に、拒絶をすべき旨の査定が確定したときであっても、必ず出願公開が行われる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実3〕正解 2**（イ）× 特30条1項**

特30条1項は、特許を受ける権利を有する者の意に反して新規性を喪失した発明につき、新規性を喪失した日から1年以内にその者がした特許出願に係る発明についての新規性及び進歩性の判断にあたって、特29条1項各号の一に該当するに至らなかったものとする旨を規定する。発明イは、特許を受ける権利を有する甲の意に反して新規性を喪失しているが、新規性を喪失した日（発明イが記載された文書が頒布された日）から1年以内に、甲は発明ロに係る出願Aをしているため、当該文書に記載された発明イに基づいて容易に発明ロをすることができたことは、出願Aについて、特29条2項（いわゆる進歩性）に基づく拒絶理由とならない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特36条の2第5項

特36条の2第4項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の特36条の2第2項に規定する翻訳文の提出がなかったときは、その特許出願は、同項本文に規定する期間の経過の時に取り下げられたものとみなす（特36条の2第5項）。同項において、外国語書面のうち「図面」については除かれている。これは、図面について翻訳文が提出されなかった場合、特36条の2第8項の規定により願書に添付した図面はないものとして取り扱えば足りるためである（青本 特36条の2第5項参照）。したがって、出願Aには図面が含まれているが、図面についてはその翻訳文を提出しなくとも、出願Aは取り下げたものとみなされない。これに対し、本枝では、「外国語要約書面を除く願書に添付したすべての書面について」としている点が誤っている。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特48条の2

特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまっで行なう（特48条の2）。本規定は、出願審査の請求があってはじめて審査を行う趣旨を宣明したものであるため、出願審査の請求のない特許出願を審査しても、その審査はその手続についての重大な前提要件を欠くものであり、なんら効力を生じない（青本 特48条の2参照）。したがって、出願審査の請求がない場合であっても、例外的に審査を行うときにはない。よって、本枝は誤り。

（二）○ 特48条で準用する特139条2号

審査官が事件（審査）の当事者（出願人）の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき、審査官は、その職務の執行から除斥される（特48条で準用する特139条2号）。審査官が本規定に該当する場合、除斥の申立てがなくても当然に除斥される。出願人甲は、審査官乙の弟の配偶者であるところ、審査官乙は、出願人甲の2親等の姻族に該当するため、甲と乙の同居の有無にかかわらず、除斥の申立てがないときであっても、乙は出願Aの審査から当然に除斥される。よって、本枝は正しい。

（ホ）○ 特64条の2第2項、方式審査便覧54.51

出願公開の請求は、取り下げることができない（特64条の2第2項）。また、出願公開の請求後に、出願が放棄若しくは取下げ又は拒絶査定が確定した場合であっても、出願公開は行われる（方式審査便覧54.51）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（二）、（ホ）の2つであるから、正解は2。

【特許・実用新案】 4

特許権又は実用新案権の侵害に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、自己の特許権を侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防を求める際に、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。
- (ロ) 他人の実用新案権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定されるから、当該実用新案権を侵害した者に対して損害賠償を請求するにあたっては、その者の故意又は過失を立証する必要はない。
- (ハ) 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為は、当該特許に係る特許権を侵害するものとみなされる。
- (ニ) 故意に特許権を侵害したことにより特許権者の業務上の信用を害した者に対し、裁判所は、特許権者の請求により、当該特許権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を命じなければならない。
- (ホ) 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を、その提出を拒むことについて正当な理由がない限り命ずることができるが、当該侵害行為について立証するため必要な検証物の提示についてはこれを命ずることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実4〕正解 3**（イ）○ 特100条2項**

特許権者は、特100条1項の規定による差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあっては、侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる（特100条2項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 実30条で特103条を準用せず

他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定する（特103条）。本規定は、権利侵害について特許法の条文を準用する実30条で準用されていない。これは、実用新案登録については、登録前に実体的要件についての審査を行わないことから、当業者に出願され登録された権利すべてについて有効性まで含めて自ら調査すべき義務を負わせるのは妥当ではないためである（青本 実30条参照）。よって、本枝は誤り。

（ハ）○ 特101条1号

特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす（特101条1号）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ニ）× 特106条

故意又は過失により特許権又は専用実施権を侵害したことにより特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を害した者に対しては、裁判所は、特許権者又は専用実施権者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、特許権者又は専用実施権者の業務上の信用を回復するのに必要な措置を「命ずることができる」（特106条）。本規定に基づく信用回復の措置は、裁判所の裁量によって認められる。これに対し、本枝では「命じなければならない」としている点が誤っている。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特105条1項・5項

裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる（特105条1項）。本枝の前段部分は条文に則した内容であるため正しい。また、特105条5項では、検証物の提示について同条1項の規定が準用されている（青本 特105条5項参照）。そのため、「当該侵害行為について立証するため必要な検証物の提示についてはこれを命ずることができない」とする本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（ロ）、（ニ）、（ホ）の3つであるから、正解は3。

【特許・実用新案】 5

特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、設定の登録がされておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。

(イ) 同一の発明について、**甲**が特許出願**A**をし、**乙**が特許出願**B**をした。それらの願書が同日に提出された場合であっても、特許法第39条第2項に基づく**甲**及び**乙**による協議をせずとも**甲**及び**乙**のいずれか一方は特許を受けることができることがある。

(ロ) **甲**は、特許出願**A**をし、出願審査の請求をした。これに対し、特許庁長官は、特許出願**A**に係る発明が、特許出願**A**の日と同日にされた**乙**の特許出願**B**に係る発明と同一であることを理由に、**甲**と**乙**に対して協議を命じた。そこで、**甲**が**乙**に対してその協議を申し入れたが、**乙**が協議そのものを拒否したことで協議ができなかった。この場合、特許出願**A**に係る発明は特許を受けることができず、特許出願**A**は、拒絶をすべき旨の査定が確定することで初めからなかったものとみなされることとなり、その後の**丙**による特許出願**C**に対して特許法第39条の先願の地位を有することはない。

(ハ) **甲**が発明**イ**をしたところ、**乙**は、自ら発明**イ**をしておらず、かつ、発明**イ**について特許を受ける権利も承継していないが、真に特許を受ける権利を有する**甲**に無断で発明**イ**について特許出願**A**をした。特許出願**A**の日後、**甲**は、発明**イ**について特許出願**B**をした。この場合、特許出願**A**は、特許出願**B**に対して特許法第39条の先願の地位を有することはない。

(ニ) 特許出願**A**の願書に添付した特許請求の範囲に記載の発明**イ**が、特許出願**A**の日と同日にされた特許出願**B**の願書に最初に添付した明細書にのみ記載されている発明**ロ**と同一の発明であるときには、特許出願**A**と特許出願**B**の出願時刻の先後にかかわらず、また発明**イ**と発明**ロ**の発明者が同一であるか否かにかかわらず、特許出願**A**は特許出願**B**によって、特許法第39条又は特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。

(ホ) **甲**は、自らした発明**イ**及び**ロ**が明細書にのみ記載された特許出願**A**をした。その日後に、**乙**は、自らした発明**イ**が特許請求の範囲に記載された特許出願**B**をした。その後、**乙**は、**甲**から特許出願**A**に係る特許を受ける権利を承継し、特許出願**A**の明細書から発明**イ**を削除する補正をした。その後、特許出願**A**は出願公開された。この場合、特許出願**B**は、特許出願**A**をいわゆる拡大された範囲の先願として特許法第29条の2の規定により、拒絶されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実5〕正解 3**（イ）○ 特39条2項**

同一の発明について同日に2以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定め
た一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる（特39条2項）。出願A
と出願Bとは同日にされた競合する出願であるが、いずれかの出願が特38条の2第1項各号
のいずれかに該当し（同条2項）、その補完がされ（同条3項）、「手続補完書を提出した日」
を特許出願の日として認定された場合には（同条6項）、特39条2項に基づく甲及び乙による
協議をせずとも甲及び乙のいずれか一方は特許を受けることができる。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 特39条5項ただし書

同一の発明について同日に2以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定め
た一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又は
協議をすることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない
（特39条2項）。そして、特39条2項後段により拒絶査定・審決が確定した出願については、
先願の地位が残る（特39条5項ただし書）。したがって、特39条2項後段により拒絶査定が確
定した出願Aについては、初めからなかったものとみなされず、その後の丙による出願Cに対
して特39条の先願の地位を有する。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特39条1項

乙がした出願Aは、いわゆる冒認出願である。冒認出願についても先願の地位が認められる
ため（青本 特39条〔参考〕3参照）、出願Aは、発明イについての真の権利者である甲がし
た出願Bに対して特39条の先願の地位を有する（特39条1項）。よって、本枝は誤り。

（二）○ 特39条2項、特29条の2

同日にされた競合出願について規定する特39条2項は、特許請求の範囲に記載された発明が
同一又は実質同一である場合に適用される。出願Aについては発明イが特許請求の範囲に記載
されているが、出願Bについては発明ロが明細書にのみ記載されており、問題文柱書によりい
かなる補正もされていないことから、出願Aは、出願Bによって特39条（2項）の規定により
拒絶されることはない。また、いわゆる拡大された先願について規定する特29条の2は、同日
出願の場合には適用されないため、出願Aは、それと同日にされた出願Bによって特29条の2
の規定により拒絶されることもない。よって、本枝は正しい。

（ホ）× 特29条の2

特29条の2は、後願の出願後に後願公開等がされた先願の願書に最初に添付した明細書等に
記載されている発明等と同一発明について後願は拒絶される旨を規定している。しかし、後
願の出願時に後願の出願人と先願の出願人とが同一の者であるとき、後願は、特29条の2の規
定により拒絶されない（特29条の2ただし書）。出願Aについては、出願Bの後、甲から乙へ
の特許を受ける権利の承継がされているため、後願である出願Bの出願時において、出願Aの
出願人（甲）と出願Bの出願人（乙）は、同一でない。また、出願Aの出願当初明細書には発
明イが記載されているため、発明イを削除する補正がされたとしても、出願Bは、特29条の2
本文の要件を満たす。したがって、出願Bは、出願Aをいわゆる拡大された範囲の先願として
特29条の2の規定により、拒絶される（特49条2号）。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（ロ）、（ハ）、（ホ）の3つであるから、正解は3。

【特許・実用新案】 6

特許出願の分割及び変更並びに実用新案登録に基づく特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「国内優先権」とは、特許法第41条第1項に規定する優先権をいうものとする。

- (イ) 甲は、特許出願Aをし、その1年4月後に、特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bをした。その特許出願Bが外国語書面出願である場合、甲は、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許出願Bの日と同日に特許庁長官に提出しなければならない。特許出願Bの日と同日にその翻訳文の提出がなかったときは、特許庁長官は甲に対しその旨を通知しなければならない。これに対し、甲が経済産業省令で定める期間内に正当な理由なくその翻訳文の提出をすることができなかったときは、その特許出願Bは、特許出願Aから1年4月が経過した時に取り下げられたものとみなされる。
- (ロ) 外国語書面出願の一部を分割して新たな特許出願とする場合には、当該新たな特許出願を外国語書面出願とすることができる。また、日本語でされた特許出願の一部を分割して新たな特許出願とする場合にも、当該新たな特許出願を外国語書面出願とすることは、特許法上、制限されていない。
- (ハ) 実用新案登録に基づく特許出願は、国内優先権の主張の基礎となる出願とすることはできない。他方で、実用新案登録に基づく特許出願は、外国語書面出願とすることも、特許法第38条の3に規定する先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願とすることもできる。
- (ニ) 実用新案登録に基づく特許出願は、原則として、実用新案権者でない者が実用新案技術評価の請求をした旨の最初の通知を実用新案権者が受けた日から30日の期間を経過した場合はできないが、当該実用新案権者が遠隔又は交通不便の地にある場合は、特許庁長官は、請求により又は職権でこの期間を延長することができる。
- (ホ) 日本国内に住所又は居所を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授權を得なければ、実用新案登録に基づく特許出願をすることはできないが、在外者の特許管理人は、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときを除き、実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実6〕正解 3**（イ）× 特36条の2第2項ただし書・3項かつこ書**

外国語書面出願の出願人は、原則、その特許出願の日から1年4月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない（特36条の2第2項本文）。しかし、外国語書面出願が特44条1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願である場合、上記期間の経過後であっても、その特許出願の分割の日から2月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる（特36条の2第2項ただし書）。この場合、特36条の2第2項ただし書に規定する期間内に外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかったときに、外国語書面出願の出願人に対し、その旨が通知される（特36条の2第3項かつこ書）。本枝の出願Bは分割に係る外国語書面出願であるため、分割の日から2月以内に外国語書面及び外国語要約書面の翻訳文の提出がなかったときに、外国語書面出願の出願人に対し、その旨が通知される。これに対し、本枝では、「特許出願Bの日と同日にその翻訳文の提出がなかったときは、特許庁長官は甲に対しその旨を通知しなければならない」としている。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 特44条1項

特許出願人は、特44条1項各号に掲げる場合に限り、2以上の発明を包含する特許出願の一部を1又は2以上の新たな特許出願とすることができる（特44条1項柱書）。本枝の前段部分に記載された態様での分割出願、及び本枝の後段部分に記載された態様での分割出願を制限する規定は特許法上に存在しない（特実審査基準第Ⅶ部第1章 6.1.1）。よって、本枝は正しい。

（ハ）× 特41条1項2号、特38条の3第1項本文

先の出願が、特46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合、当該出願を国内優先権の主張の基礎となる出願とすることはできない（特41条1項2号）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、実用新案登録に基づく特許出願を、外国語書面出願とすることについては、特許法上制限されていない。しかし、特38条の3に規定する先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願とすることは、実用新案登録に基づく特許出願をする場合が除かれている（同条6項）。したがって、本枝の後段部分の「実用新案登録に基づく特許出願は、外国語書面出願とすること」ができるとする記載は正しいが、「特許法第38条の3に規定する先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願とすることもできる」とする記載は誤っている。よって、本枝は誤り。

（二）○ 特46条の2第1項3号、特4条

実用新案権者は、その実用新案登録について、実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実13条2項の規定による最初の通知を受けた日から30日を経過したとき、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができない（特46条の2第1項3号）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特46条の2第1項3号に規定する期間を延長することができる（特4条）。したがって、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

（ホ）○ 特9条、特8条2項

日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、特46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願をすることができない（特9条）。したがって、本枝の前段部分は正しい。

他方、特許管理人は、一切の手續及びこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により行政庁がした処分を不服とする訴訟について本人を代理する（特8条2項本文）。また、「一切の手續」には、特許出願の取下げ等のいわゆる不利益行為が含まれる（青本 特8条参照）。そのため、特許管理人は、在外者が特許管理人の代理権の範囲を制限したときを除き（特8条2項ただし書）、実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。したがって、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ニ）、（ホ）の3つであるから、正解は3。

【特許・実用新案】 7

特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次の(イ)～(ホ)について、正しいものの組合せは、どれか。

- (イ) 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えについて、訴訟上の和解により訴訟手続が完結した場合であっても、遅滞なく、特許庁長官に訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を送付しなければならない。
- (ロ) 特許権についての通常実施権者は、当該特許権に係る審判に参加を申請してその申請を拒否された場合、当該審判の審決に対する訴えを提起することはできない。
- (ハ) 特許権についての通常実施権者であると主張して当該特許の特許無効審判に参加を申請した者は、通常実施権者であると認められないとして参加の申請を拒否する旨の決定がされた場合には、当該決定に対し、裁判所に訴えを提起することができる。
- (ニ) 特許権の存続期間の延長登録無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所は、遅滞なく、訴状の写しを特許庁長官に送付しなければならない。
- (ホ) 裁判所が特許無効審判の審決に対する訴えについて当該審決を取り消す旨の判決をし、当該判決が確定したときは、審判官は、さらに審理を行い、審決をしなければならないが、この場合、審決の取消しの判決が確定した請求項以外のその他の請求項についても審理及び審決がされることがある。

- 1 (イ)と(ホ)
- 2 (ニ)と(ホ)
- 3 (ハ)と(ニ)
- 4 (ロ)と(ハ)
- 5 (イ)と(ロ)

〔特・実7〕 正解 1**（イ）○ 特182条2号**

裁判所は、特179条ただし書に規定する訴え（特許無効審判の審決に対する訴え等）について、裁判によらないで訴訟手続が完結した場合、遅滞なく、訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を特許庁長官に送付しなければならない（特182条2号）。「訴訟上の和解により訴訟手続が完結した場合」は、裁判によらないで訴訟手続が完結した場合に該当するため、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 特178条2項

審決等に対する訴えは、当事者、参加人又は当該特許異議の申立てについての審理、審判若しくは再審に「参加を申請してその申請を拒否された者」に限り、提起することができる（特178条2項）。そのため、審判に参加を申請してその申請を拒否された通常実施権者は、当該審判の審決に対する訴えを提起することができる。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特149条5項

参加の申請があったときは、その申請をした者が参加しようとする審判の審判官が審判により決定をするところ（特149条3項）、その決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない（同5項）。そのため、特許権についての通常実施権者であると主張して当該特許の特許無効審判に参加を申請した者は、参加の申請を拒否する旨の決定に対し、裁判所に訴えを提起することはできない。よって、本枝は誤り。

（二）× 特180条1項

裁判所は、特179条ただし書に規定する訴え（特許権の存続期間の延長登録無効審判の審決に対する訴え等）の提起があったときは、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならない（特180条1項）。したがって、本枝の場合、裁判所は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に通知しなければならないが、訴状の写しを特許庁長官に送付しなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 特181条2項

審判官は、特181条1項の規定による審決又は決定の取消しの判決が確定したときは、更に審理を行い、審決又は決定をしなければならない（特181条2項第1文）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、この場合において、審決又は決定の取消しの判決が、特120条の5第2項又は特134条の2第1項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取り消さなければならない（特181条2項第2文）。したがって、審決の取消しの判決が確定した請求項以外のその他の請求項についても審理及び審決がされることがあるため、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものの組合せは1。

【特許・実用新案】 8

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判を請求する者は、特許法第131条に掲げる事項（審判請求書の必要記載事項）を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならないが、当該請求書が特許法第131条の規定に違反しているときは、審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。また、前置審査においては、特許庁長官は請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。
- (ロ) 拒絶査定不服審判において必要があると認めるときは訴訟手続が完結するまで当該拒絶査定不服審判に係る手続を中止することができるが、前置審査においてはその手続を中止することはできない。
- (ハ) 特許出願の審査においてした補正が、その補正後の発明が特許出願の際に独立して特許を受けることができるものでないとして決定をもって却下され、それとともに当該特許出願について拒絶をすべき旨の査定がなされた。その後、当該特許出願に係る拒絶査定不服審判の請求がなされ、その請求と同時になされた補正が、当該決定をもって却下された補正と全く同じ内容である場合、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させないものとすることができる。
- (ニ) 前置審査において、審査官は、特許出願について拒絶をすべき旨の査定に係る拒絶の理由が解消されたと判断し、かつ新たな拒絶の理由を発見しないとき、当該査定を取り消して、特許をすべき旨の査定をするとともに、その審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
- (ホ) 特許出願について、審査官は、拒絶の理由 **a** により拒絶をすべき旨の査定をした。その後、当該査定に対する拒絶査定不服審判の前置審査において、審査官は、拒絶の理由 **a** とは異なる拒絶の理由 **b** を発見したので、その審査の結果を特許庁長官に報告した。この場合において、審判官は、拒絶の理由 **a** が依然として解消していないと判断したとき、請求人に対して再度拒絶の理由 **a** について拒絶の理由を通知することなく、当該理由 **a** に基づいて審判の請求は成り立たない旨の審決をすることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔特・実8〕正解 5**（イ）× 特131条1項、特133条1項、特17条3項**

審判を請求する者は、特131条1項各号に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない（特131条1項）。そして、審判長は、請求書が特131条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない（特133条1項）。したがって、本枝の前段部分は正しい。前置審査においては、特164条3項の規定による報告があった後に審判官及び審判長が指定されるため（特137条1項かつこ書、特138条1項）、審判請求書などの方式についての補正命令は特許庁長官によって行われる（特17条3項、審判便覧21-02参照）。ここで、特17条3項は、「特許庁長官は、・・・手続の補正をすべきことを命ずることができる」旨を規定しているところ、本枝の後段部分では「補正をすべきことを命じなければならない」としている点が誤っている。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特168条1項、特163条1項で準用する特54条1項

審判において必要があると認めるときは、訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特168条1項）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、前置審査については、「審査において必要があると認めるときは、訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる」旨を規定する特54条1項が準用されているため（特163条1項）、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特162条

特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない（特162条）。したがって、拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書等の補正がされた場合は、すべて前置審査における審査が行われることになる。これに対し、本枝では、「特許庁長官は、審査官にその請求を審査させないものとすることができる」としている。よって、本枝は誤り。

（ニ）× 特164条1項・3項

審査官は、特162条の規定による審査において特許をすべき旨の査定をするときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない（特164条1項）。また、特164条3項は、審査官は、特164条1項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない旨を規定している。したがって、本枝の前段部分は正しいが、特許をすべき旨の査定がされる場合、その審査の結果が特許庁長官に報告されることはないため、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特159条2項で準用する特50条本文

拒絶査定不服審判においては、査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に、拒絶の理由が通知される（特159条2項で準用する特50条本文）。拒絶の理由aは査定の理由であるため、審判官は、拒絶の理由aが依然として解消していないと判断したとき、請求人に対して再度拒絶の理由aについて拒絶の理由を通知することなく、当該理由aに基づいて審判の請求は成り立たない旨の審決をすることができる。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものはないから、正解は5。

【特許・実用新案】 9

特許法に規定する実施権等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲の特許権についての専用実施権者乙は、甲の承諾を得なければ、丙に対して当該専用実施権について通常実施権を許諾することができないが、丁が当該専用実施権を侵害していた場合、甲の承諾を得ることなく丁に対して損害賠償請求権を行使することができる。
- 2 特許権者甲の特許権を目的として、乙が質権を設定し登録した。その後、甲及び乙が、甲から質権設定者乙にその特許権を譲渡する契約を締結し、移転の登録をした場合は、特許権者と質権設定者がいずれも乙となるので、その質権について消滅の登録をせずとも消滅の効力が生じる。
- 3 専用実施権についての通常実施権は、特許庁長官又は経済産業大臣の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにするとき、特許権者及び専用実施権者の承諾を得たとき、並びに、相続その他の一般承継のときに限り、移転することができる。
- 4 甲は発明イをし、発明イに係る特許出願Aをした。この場合、乙が特許出願Aに係る発明イの内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願Aに係る発明イの内容を知らないでその発明をした者から知得した場合であっても、乙が甲より後に発明イをしたときは、乙に先使用による通常実施権は認められない。
- 5 特許権者は、専用実施権者及び質権者がある場合は、他に通常実施権者があるときでも、専用実施権者及び質権者の承諾があれば、その特許権を放棄することができる。

〔特・実9〕 正解 4**1 ○ 特77条4項、民709条**

専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について他人に通常実施権を許諾することができる（特77条4項）。したがって、本枝の前段部分は正しい。他方、損害賠償請求権（民709条）については、専用実施権者乙は、特許権者甲の承諾を得ることなく侵害者丁に対して行使することができる。したがって、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

2 ○ 民520条、特98条1項3号かつこ書

特許権と質権とが同一人に帰属した場合、質権は混同によって消滅する（民520条）。そして、混同による質権の消滅は、その質権について消滅の登録をせずともその効力が生じる（特98条1項3号かつこ書）。よって、本枝は正しい。

3 ○ 特94条1項

通常実施権は、特83条2項、特92条3項若しくは4項若しくは特93条2項、実22条3項又は意33条3項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、特許権者（専用実施権についての通常実施権にあっては、特許権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（特94条1項）。本規定における「特83条2項、特92条3項若しくは4項若しくは特93条2項、実22条3項又は意33条3項の裁定による通常実施権」は、特許庁長官又は経済産業大臣の裁定による通常実施権であるため、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

4 × 特79条

先使用による通常実施権は、特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得して、「特許出願の際」現に日本国内において「その発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者」に対して認められる（特79条）。また、自分が後から発明した場合であっても「発明の内容を知らないで」といい得る場合が少なくない（青本 特79条参照）。そのため、乙が甲より後に発明イをしたときであっても、甲による出願Aの際、乙が現に日本国内においてその発明の実施である事業をしているか、その事業の準備をしていれば、乙に先使用による通常実施権が認められ得る。よって、本枝は誤り。

5 ○ 特97条1項

特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる（特97条1項）。令和3年法改正において、特許権の放棄における通常実施権者の承諾が不要とされたため、特許権者は、他に通常実施権者があるときでも、専用実施権者及び質権者の承諾があれば、その特許権を放棄することができる。よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 10

特許出願における手続の補正に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願 **A** は、拒絶理由の通知を受けることなく、審査官により令和 4 年 5 月 6 日に特許をすべき旨の査定がされ、特許をすべき旨の査定の謄本は同月 13 日に特許出願人に送達された。一方、同月 9 日に特許出願人により願書に添付した特許請求の範囲について補正をする手続補正書が提出されていた。この場合、その手続補正書による手続の補正は、特許をすべき旨の査定の後に行われた不適法なものであってその補正をすることができない。したがって、特許庁長官は、特許出願人に弁明書を提出する機会を与えた上で、この手続の補正を却下することができる。
- 2 特許出願人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる場合があり、外国語書面出願にあっては、外国語書面についても補正をすることができる場合がある。
- 3 拒絶理由の通知を受けた後更に受けた拒絶理由の通知（いわゆる「最後の拒絶理由通知」）に対して、明りょうでない記載の釈明を目的として特許請求の範囲についての補正をする場合、その補正は、拒絶理由の通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られるが、この拒絶の理由は、いわゆるサポート要件や明確性要件違反等の特許法第 36 条第 6 項に定める事項に限られる旨が特許法に規定されている。
- 4 手続をした者がその手続の補正をする場合は、手数料の納付に係る補正を除き、必ず手続補正書を提出することにより行わなければならない。
- 5 特許をすべき旨の査定の謄本の送達前であるときは、特許出願人は、特許法第 50 条の規定による拒絶理由の通知を最初に受けるまでは、いつでも願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

〔特・実10〕 正解 5**1 × 特17条の2第1項柱書**

特許出願人は、拒絶理由の通知を受けた場合を除き、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特17条の2第1項柱書）。出願Aは拒絶理由の通知を受けておらず、特許請求の範囲について補正をする手続補正書は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に提出されているため、その手続補正書による手続の補正は、適法な手続である。そのため、特許庁長官は、この手続の補正を却下することができない。よって、本枝は誤り。

2 × 特17条の2第1項柱書本文、特17条2項

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる（特17条の2第1項柱書本文）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、手続をした者は、原則、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる（特17条1項本文）。しかし、特36条の2第2項の外国語書面出願の出願人は、特17条1項本文の規定にかかわらず、特36条の2第1項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない（特17条2項）。したがって、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

3 × 特17条の2第5項4号

いわゆる最後の拒絶理由通知は、特17条の2第1項3号に掲げる場合に該当するところ、当該場合において特許請求の範囲についてする補正であって、明りょうでない記載の釈明を目的とするものであるときには、拒絶理由通知に係る拒絶の理由に示す事項についてするものに限られる（特17条の2第5項4号）。したがって、本枝の前段部分は正しい。しかし、この拒絶の理由が、いわゆるサポート要件や明確性要件違反等の特36条6項に定める事項に限られる旨は特許法に規定されていないため、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

4 × 特17条4項

手続の補正（手数料の納付を除く。）をするには、特17条の2第2項に規定する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない（特17条4項）。したがって、手数料の納付に係る補正（17条4項かつこ書）だけでなく、外国語書面出願の出願人が誤訳の訂正を目的として誤訳訂正書を提出してする補正（特17条の2第2項）についても、手続補正書を提出することにより行われぬ。よって、本枝は誤り。

5 ○ 特17条の2第1項柱書

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の謄本の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、特50条の規定による通知を受けた後は、特17条の2第1項各号に掲げる場合に限り、補正をすることができる（特17条の2第1項柱書）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 1 1

特許異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審判長は、特許権者若しくは特許異議申立人の申立てにより又は職権で、特許異議の申立ての審理を口頭審理によるものとすることができる。
- 2 特許異議申立人は、特許掲載公報の発行の日から6月が経過した後に、申立ての理由について要旨を変更する補正をすることができる場合がある。
- 3 審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に送達しなければならない。
- 4 特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審において、当該再審の請求人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる場合がある。
- 5 取消決定に対して、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

〔特・実11〕 正解 4**1 × 特118条1項**

特許異議の申立てについての審理は、書面審理による（特118条1項）。特許異議申立事件の当事者の対応負担を無効審判よりも低いものとし、かつ、審理手続自体も簡易なものとすることで、より利用し易い制度にするという観点から、審理の方式は「全件書面審理」によるものとされている（青本 特118条1項参照）。したがって、審判長が、特許権者若しくは特許異議申立人の申立てにより又は職権で、特許異議の申立ての審理を口頭審理によるものとするができる場合はない。よって、本枝は誤り。

2 × 特115条2項ただし書

特115条1項の規定により提出した特許異議申立書の補正は、その要旨を変更するものであってはならない。ただし、特113条に規定する期間（特許掲載公報の発行の日から6月）が経過する時又は特120条の5第1項の規定による通知（取消理由の通知）がある時の「いずれか早い時」までにした特115条1項3号に掲げる事項（特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示）についてする補正は、この限りでない（特115条2項ただし書）。したがって、特許掲載公報の発行の日から6月が経過した後に、申立ての理由について要旨を変更する補正をすることができる場合はない。よって、本枝は誤り。

3 × 特115条3項

特115条3項には、審判長は、特許異議申立書の副本を特許権者に「送付」しなければならない旨が規定されている。権利者に対し、意見書等の提出義務を生じさせるものではないため、副本の送達ではなく送付とされている（青本 特115条3項参照）。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特174条1項で準用する特120条の5第2項

特174条1項には、特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審について準用される特許異議の申立てに関する規定が列举されているところ、特許異議の申立てにおける訂正の請求について規定する特120条の5第2項が準用されている。したがって、特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審において、当該再審の請求人は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる場合がある。よって、本枝は正しい。

5 × 特195条の4

取消決定については、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができない（特195条の4）。取消決定に対しては、特178条1項に規定する訴えが不服申立手段として設けられているため、行政不服審査法の規定による審査請求をすることはできない。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 1 2

特許権又は実用新案権の侵害に関し、次の (イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権を侵害する者を被告として侵害の停止を求める訴訟において、被告が自己に過失がないことを主張立証すれば、原告の請求は棄却される。
- (ロ) 出願人である特許権者が、その特許出願時に、特許請求の範囲に記載された構成中の被疑侵害品（以下「対象製品」という。）と異なる部分につき、対象製品に係る構成を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合には、当然に、対象製品が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存するから、対象製品は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するとは解されない。
- (ハ) 特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められると判断する判決が確定したときは、その判断は、他の当事者に対する他の訴訟においても効力を有する。
- (ニ) 秘密保持命令を発令した決定及び秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- (ホ) 特許権の侵害に係る訴訟において、裁判所が職権により、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実12〕 正解 5**（イ）× 特100条1項**

特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる（特100条1項）。特100条1項が規定する差止請求については過失が要件とされていない。そのため、被告が自己に過失がないことを主張立証したとしても、原告の請求は棄却されない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 最判平成29年3月24日「マキサカルシトール製法事件」

最判平成29年3月24日「マキサカルシトール製法事件」において、最判平成10年2月24日「ボールスプライン軸受事件」にて示された均等論の第5要件（対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと）について、「出願人が、特許出願時に、特許請求の範囲に記載された構成中の対象製品等と異なる部分につき、対象製品等に係る構成を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合であっても、それだけでは、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情が存するとはいえないというべきである」旨判示されている。したがって、対象製品と異なる部分につき、対象製品に係る構成を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合であっても、当然には対象製品が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるとはいえないため、対象製品が、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属すると解される場合はある。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特104条の3第1項

特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない（特104条の3第1項）。ここでいう「相手方」とは、当該訴訟における他の当事者（被告）を意味するのであって、他の当事者であっても、他の訴訟には当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められると判断する判決の効力は及ばない。よって、本枝は誤り。

（ニ）× 特105条の4第4項・5項

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる（特105条の4第5項）。したがって、秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対して即時抗告をすることができるとする記載は正しい。これに対し、秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する決定書の送達が行われた時から、効力を生じ（特105条の4第4項）、秘密保持命令を発令した決定は、直ちに確定する（青本 特105条の4参照）ため、秘密保持命令を発令した決定に対しては、即時抗告をすることができない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特105条の2の12

特許権の侵害に係る訴訟における損害計算のための鑑定（特105条の2の12）は、当事者の申立てがあつて裁判所が命じることができるのであって、裁判所が職権によりこれを命じることはできない。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の5つである

から、正解は5。

【特許・実用新案】 1 3

特許を受ける権利等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を取り下げることができ、また、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときは、その承諾を得ていない場合であっても、その特許出願を取り下げることができる。
- (ロ) 甲は、自らした発明イについて特許出願Aをした。その後に、甲は、乙及び丙に対して、発明イの特許を受ける権利の全部を譲渡する契約をそれぞれと締結した。乙は発明イについて特許出願Bをし、その日後、丙は特許出願Aについて、特許庁長官に発明イの特許を受ける権利の承継の届出をした。この場合、丙は発明イの特許を受ける権利を承継できない。
- (ハ) 仮専用実施権者は、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、特許を受ける権利を有する者の承諾を得て他人に仮通常実施権を許諾した場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得たときに限り、その仮専用実施権を放棄することができる。
- (ニ) 特許を受ける権利を有する甲が、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権Aについて、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、乙に仮通常実施権を許諾し、その後、丙に仮専用実施権を設定した。その後、特許権Aの設定の登録があった場合、特許権Aについて当該仮専用実施権の設定行為で定めた範囲内において専用実施権が丙に対し設定されたものとみなされるが、乙は、特許権Aについて改めて通常実施権の許諾を得る必要がある。
- (ホ) 仮専用実施権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。以下同じ。）は、登録しなければその効力を生じないが、仮通常実施権の移転は登録せずともその効力を生じる。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 なし

〔特・実13〕 正解 2**（イ）○ 特38条の5**

特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる（特38条の5）。したがって、本枝の前段部分は正しい。これに対し、仮通常実施権の登録制度が廃止され、仮通常実施権者を特許庁が把握できなくなったこと等の事情から（青本 特38条の5 参照）、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときであっても、その承諾なく、特許出願人は、その特許出願を取り下げることができる。したがって、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 特34条4項

特許出願後における特許を受ける権利の承継は、相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない（特34条4項）。甲から乙及び丙に対する発明イの特許を受ける権利の全部の譲渡は、出願Aの出願後にされているため、特許庁長官に届け出なければ、当該譲渡の効力は生じない。ここで、乙は発明イについて出願Bをしているが特許庁長官に承継の届出をしていない。そうすると、出願Bの出願後であっても、特許庁長官に発明イの特許を受ける権利の承継の届出をした丙に対して、発明イの特許を受ける権利の承継の効力が発生するため、丙は発明イの特許を受ける権利を承継できる。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特34条の2第7項

仮専用実施権者は、特34条の2第4項又は特34条の3第7項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる（特34条の2第7項）。したがって、本枝の場合、仮専用実施権者がその仮専用実施権を放棄するためには、仮通常実施権者の承諾を得る必要があるものであって、特許を受ける権利を有する者の承諾は不要である。よって、本枝は誤り。

（二）× 特34条の3第2項

特34条の3第1項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があったときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす（特34条の3第2項）。したがって、乙は、特許権Aについて改めて通常実施権の許諾を得なくても、特許権Aについて、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなされる。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 特34条の4第1項

仮専用実施権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）は、登録しなければ、その効力を生じない（特34条の4第1項）。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、仮通常実施権の登録制度は平成23年法改正により廃止されたため、仮通常実施権の移転は登録せずともその効力を生じる。したがって、本枝の後段部分も正しい。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（イ）、（ホ）の2つであるから、正解は2。

【特許・実用新案】 1 4

特許法に規定する罰則又は特許料に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業として貸渡しのために所持する行為は、差止請求や損害賠償請求の対象とされることはあっても、処罰の対象になることはない。
- (ロ) 特許無効審判の証人尋問において、宣誓した証人が自己の記憶に反する虚偽の陳述をした場合であっても、当該証人が当該審判の審決が確定する前に自白したときは、懲役刑を減輕し、又は免除することができる。
- (ハ) 査証人が査証に関して知得した秘密を漏らした場合であっても、当該査証人が、当該査証が命じられた特許権侵害訴訟に係る判決が確定する前に自白したときは、懲役刑又は罰金刑を減輕し、又は免除することができる。
- (ニ) 2以上の請求項に係る特許権について、利害関係人が特許料を納付するに際し、当該利害関係人においてそのうち1の請求項についてのみ利害関係を有するにすぎないときは、当該請求項に対応する額を納付すればよい。
- (ホ) 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、該当する特許料の納付を猶予することはできるが、特許料の軽減や免除をすることはできない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実14〕 正解 4**（イ）× 特101条3号、特196条の2**

特許が物の発明についてされている場合において、その物を業として貸渡しのために所持する行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなされる（特101条3号）。そのため、当該行為は、差止請求（特100条）や損害賠償請求（民709条）の対象とされる。したがって、本枝の前段部分は正しい。また、特196条の2には、特101条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨が規定されている。そのため、上記行為は処罰の対象になる。したがって、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 特199条1項・2項

この法律の規定により宣誓した証人が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、3月以上10年以下の懲役に処するところ（特199条1項）、同項の罪を犯した者が審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる（特199条2項）。また、「虚偽の陳述」とは、証人の記憶に反する陳述であり、内容が客観的真実に合致しているかどうかは問わない（青本 特199条参照）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ハ）× 特200条の2

査証人が査証に関して知得した秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する（特200条の2）。偽証等の罪を規定する特199条には、審決等が確定する前に当該罪を犯した者が自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる旨の規定が存在するが（特199条2項）、特200条の2には同様の規定が存在しないため、当該査証人が、当該査証が命じられた特許権侵害訴訟に係る判決が確定する前に自白したときであっても、懲役刑又は罰金刑は減輕又は免除されない。よって、本枝は誤り。

（二）× 特110条1項、特107条1項

利害関係人その他の特許料を納付すべき者以外の者は、納付すべき者の意に反しても、特許料を納付することができる（特110条1項）。したがって、利害関係人が特許料を納付することはできる。しかし、特許料は「一件ごと」に納付される必要があるため（特107条1項）、2以上の請求項に係る特許権について、そのうち1の請求項に対応する額のみを納付することはできない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特109条

特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、特107条1項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる（特109条）。したがって、本枝の場合、該当する特許料の納付の猶予だけでなく、特許料の軽減や免除もすることができる。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ハ）、（二）、（ホ）の4つであるから、正解は4。

【特許・実用新案】 1 5

特許出願に関する優先権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に示した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第41条第1項に規定する優先権をいい、「パリ優先権」とは、パリ条約第4条に規定する優先権をいうものとする。

- 1 甲は、発明イについて特許出願Aをし、その出願の日から5月後に、特許出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ及び発明ロについて特許出願Bをした。さらに甲は、特許出願Bの日から5月後に、特許出願Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ、発明ロ及び発明ハについて特許出願Cをした。この場合、特許出願Cは、特許出願Aの日から1年以内にされたものであるから、特許出願Cに係る発明イについても国内優先権の主張の効果が認められる。
- 2 甲は、外国語書面出願Aをし、その出願の日から1月後、外国語書面の翻訳文を提出したが、外国語書面に記載されていない発明イがその翻訳文に記載されていた。この場合、甲は、当該翻訳文に記載された発明イに基づいて国内優先権の主張をすることができる場合がある。
- 3 甲は、特許出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って特許出願Bをしたが、その出願の日から1月後、特許出願Bを取り下げた。この場合、さらに甲が特許出願Bにおける国内優先権の主張も取り下げなければ、特許出願Aはその出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げられたものとみなされる。
- 4 甲は、発明イについて外国語書面出願A（以下「特許出願A」という。）をした。特許出願Aの日から2月後、甲は、特許出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、発明イ及び発明ロについて特許出願Bをしたが、その後、甲は、特許出願Aの外国語書面の翻訳文の提出をしなかったので、特許出願Aは取り下げられたものとみなされた。この場合であっても、特許出願Bに係る発明イについて、国内優先権の主張の効果を受けることができる。
- 5 パリ優先権を主張して、日本国に特許出願をする場合、最初の出願の日から1年4月以内に、特許法第43条第2項に規定する書類（いわゆる優先権書類）を提出しなかった場合は、直ちに当該パリ優先権の主張はその効力を失う。

〔特・実15〕 正解 4**1 × 特41条2項かっこ書**

国内優先権の主張の効果は特41条2項に規定されているところ、優先権が累積的に主張されている発明については、国内優先権の主張の効果が認められない（特41条2項かっこ書）。出願Cに係る発明イは、出願Cの基礎出願である出願Bの当初明細書等に記載されており、かつ、出願Bの基礎出願である出願Aの当初明細書等にも記載されている。出願Cは、出願Aの日から1年以内にされたものであるとしても、出願Bのみを基礎とする国内優先権の主張を伴うものであるため、出願A、B及びCのいずれにも記載されている発明イは、累積的に優先権の主張がされたものに該当する。したがって、出願Cに係る発明イについては国内優先権の主張の効果が認められない（特41条2項かっこ書）。よって、本枝は誤り。

2 × 特41条1項柱書本文かっこ書

特許を受けようとする者は、特41条1項各号に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、先の出願の願書に最初に添付した明細書等（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる（特41条1項柱書本文）。出願Aは外国語書面出願であるから、出願Aの外国語書面に記載された発明に基づいて国内優先権の主張をすることができるのであって（特41条1項柱書本文かっこ書）、外国語書面に記載されておらず、その翻訳文にのみ記載された発明イに基づいて国内優先権の主張をすることができる場合はない。よって、本枝は誤り。

3 × 特42条3項

国内優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間（1年4月）内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす（特42条3項、特施規28条の4第2項）。出願Bは、経済産業省令で定める期間（1年4月）内に取り下げられたと考えられるため、それと同時に当該優先権の主張も取り下げられたものとみなされる。そのため、甲が出願Bにおける国内優先権の主張を取り下げなくても、先の出願の取下擬制（特42条1項）の効力は発生しないため、出願Aはその出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げられたものとみなされない。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特41条1項3号

先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合、当該先の出願を基礎とする国内優先権の主張は認められない（特41条1項3号）。出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴う出願Bの出願の際、先の出願Aはまだ取り下げられておらず、その後に取り下げられたものとみなされているため、甲は、出願Bに係る発明イについて、国内優先権の主張の効果を受けることができる（特41条1項柱書本文かっこ書）。よって、本枝は正しい。

5 × 特43条6項・7項・9項

パリ優先権の主張をした者は、優先権書類を最初の出願の日から1年4月以内に特許庁長官に提出しなければならないところ（特43条2項）、優先権書類の提出がなかったときは、特許庁長官によりその旨が通知される（同条6項）。そして、当該通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、優先権書類を特許庁長官に提出することができる（同条7項）。したがって、本枝の場合、直ちに当該パリ優先権の主張はその効力を失うわけでない（同条9項）。よって、本枝は誤り。

【特許・実用新案】 1 6

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査（いわゆる前置審査）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判において、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消して特許をすべき旨の審決があった後、特許権の設定の登録をする前であれば、審決が確定しても、当該審判の請求を取り下げることができる場合がある。
- (ロ) 拒絶査定不服審判において、審判官について除斥又は忌避の申立てをする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない（ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる）、除斥又は忌避の原因は、当該申立てをした日から14日以内に疎明しなければならない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判において、審判の結果について利害関係を有する者であれば、審理の終結に至るまでは、当該審判に参加することができる。
- (ニ) 拒絶査定不服審判に係る手続において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、審判長はすべて決定をもってその手続を却下することができる。
- (ホ) 拒絶査定不服審判において、審判長は、職権で口頭審理によるものとしることができ、当該審判の請求人から口頭審理の申立てがあった場合には、口頭審理によるものとしなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実16〕 正解 5**（イ）× 特155条1項**

審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる（特155条1項）。したがって、特許権の設定の登録をする前であっても、審決が確定した後は、当該審判の請求を取り下げることができる場合はない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特142条1項・2項第1文

除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもってすることができる（特142条1項）。したがって、本枝の前段部分は正しい。そして、除斥又は忌避の原因は、特142条1項の申立をした日から「3日以内」に疎明しなければならないところ（同条2項第1文）、本枝では、当該申立てをした日から「14日以内」に疎明しなければならない、としている。したがって、本枝の後段部分は誤っている。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特161条

特161条は、特148条及び特149条の規定（参加の規定）は、拒絶査定不服審判には、適用しない旨を規定している。そのため、拒絶査定不服審判において、審判の結果について利害関係を有する者であっても、当該審判に参加することはできない。よって、本枝は誤り。

（ニ）× 特133条の2第1項かっこ書

審判長は、審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、決定をもってその手続を却下することができる（特133条の2第1項）。特133条の2第1項かっこ書で除かれている「不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないもの」については、審決をもって却下されるため（特135条）、審判長が「すべて決定をもってその手続を却下することができる」わけではない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 特145条2項ただし書

特145条1項に規定する審判（特許無効審判及び延長登録無効審判）以外の審判は、書面審理による。ただし、審判長は、当事者の申立により又は職権で、口頭審理によるものとすることができる（特145条2項）。そのため、拒絶査定不服審判において、審判長は、職権で口頭審理によるものとするすることができる。他方、当該審判の請求人から口頭審理の申立てがあった場合であっても、審判長は、口頭審理によるものとするのであって、「口頭審理によるものとしなければならない」わけではない。よって、本枝は誤り。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）の5つであるから、正解は5。

【特許・実用新案】 1 7

特許権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許庁長官は、特許権の設定の登録があった場合において、その特許出願について出願公開がされておらず、かつ、必要があると認めるときは、願書に添付した要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。
- (ロ) 特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があったときは、審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない、その鑑定は、5人の審判官の合議体が行う場合がある。
- (ハ) 特許権者は、その特許発明がその特許出願の日前にされた出願に係る他人の特許発明を利用するものであるときは、業としてその特許発明の実施をすることができない場合がある。
- (ニ) 特許発明の技術的範囲についての判定は、利害関係人の権利義務に直接関係し、その法律上の利益に影響を与え得るものであることから、判定を求めた者は、自己に不利益な判定に対して、行政不服審査法上の不服申立てをすることができる。
- (ホ) 日本国において、ある発明に係る特許権イを有する特許権者甲が、X国において当該特許発明に係る製品Aを製造し、他人である乙に対し、製品Aについて販売地ないし使用地域から日本国を除外する旨の合意なくX国において譲渡した場合には、その特許権者甲がX国においても特許権ロを有しており、また、その特許権者甲が有する特許権イ及びロに係る特許発明に実質的に差異がないと評価されるときに限り、乙は、製品Aを日本国に輸入することについて、特許権者甲から日本国で特許権イの行使を受けることはない。

- 1 1つ
2 2つ
3 3つ
4 4つ
5 なし

〔特・実17〕 正解 2**（イ）○ 特66条3項5号、特66条4項で準用する特64条3項**

特許権の設定の登録があったときで、その特許出願について出願公開がされていないときは、願書に添付した要約書に記載した事項が特許公報に掲載される（特66条3項5号）。この場合において、願書に添付した要約書の記載が特36条7項の規定に適合しないときその他必要があると認めるときは、願書に添付した要約書に記載した事項に代えて、特許庁長官は、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる（特66条4項で準用する特64条3項）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ロ）× 特71条の2第1項

特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があったときは、「3名」の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない（特71条の2第1項）。したがって、鑑定は、3人の審判官の合議体が行うのであって、5人の審判官の合議体が行う場合はない。よって、本枝は誤り。

（ハ）○ 特72条

特許権者は、その特許発明がその特許出願の日前の出願に係る他人の特許発明を利用するものであるときは、業としてその特許発明の実施をすることができない（特72条）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（二）× 審判便覧58-03

判定は行政処分ではなく、行政不服審査法による不服の申立て及び行政事件訴訟法による地方裁判所への訴えの提起をすることはできない（審判便覧58-03）。なぜなら、判定は特許発明の技術的範囲等についての特許庁の公的な見解の表明であって、鑑定の性質をもつにとどまり、それには、何らの法的拘束力はなく、行政不服審査法における行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為にあたらない、ためである（審判便覧58-00）。したがって、判定を求めた者は、自己に不利な判定に対してであっても、行政不服審査法上の不服申立てをすることはできない。よって、本枝は誤り。

（ホ）× 最判平成9年7月1日「BBS並行輸入事件」

最判平成9年7月1日「BBS並行輸入事件」において、「我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において特許製品を譲渡した場合においては、特許権者は、譲受人に対しては、当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合を除き、・・・当該製品について我が国において特許権を行使することは許されないものと解するのが相当である」旨判示されている。また、本判決では、「特許製品の譲受人の自由な流通への信頼を保護すべきことは、特許製品が最初に譲渡された地において特許権者が対応特許権を有するかどうかにより異なるものではない」旨判示されている。したがって、甲は、乙に対し製品Aについて販売地ないし使用地域から日本国を除外する旨の合意なくX国において譲渡しているのであるから、「その特許権者甲がX国においても特許権を有しており、また、その特許権者甲が有する特許権イ及びロに係る特許発明に実質的に差異がないと評価されるとき」に限らず、乙は、製品Aを日本国に輸入することについて、特許権者甲から日本国で特許権イの行使を受けることはない。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（イ）、（ハ）の2つであるから、正解は2。

【特許・実用新案】 18

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 甲は、考案イをし、考案イに係る実用新案登録出願Aをしたところ、登録に至った。その後、甲は、訂正書を提出して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をした。その場合において、特許庁長官が、相当の期間を指定して、訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命じたとき、甲は、その実用新案登録出願Aの一部を分割して新たな出願とすることができる。
- 2 特許庁長官が、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（以下「明細書等」という。）について補正をすべきことを命ずることができるのは、実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第4条の規定に該当するとき（公序良俗等に反する考案であるとき）、実用新案登録請求の範囲が実用新案法第5条第6項第4号に規定する要件（委任省令要件）を満たしていないとき、及び、明細書等に必要事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき、のいずれかに該当するときに限られている。
- 3 実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合に、実用新案登録無効審判において実用新案登録を無効にしたとき、もとの実用新案権者であって、その無効審判の請求の登録前に、その実用新案登録が無効理由を有することを知らないで、日本国内においてその考案の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている考案及び事業の目的の範囲内において、その実用新案登録を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。
- 4 願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした訂正が、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものでない場合は、特許庁長官はこれを理由として、実用新案権者に対し、補正をすべきことを命ずることができる。
- 5 実用新案権の設定の登録後において、訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が、物品の形状、構造又は組合せに係るものでなかった場合に、特許庁長官はこれを理由として、実用新案登録請求の範囲について補正をすべきことを命ずることができる。

〔特・実18〕 正解 5**1 × 実11条1項で準用する特44条1項1号、実2条の2第1項本文**

実11条1項において、特許出願の分割について規定する特44条の規定が、実用新案登録出願に準用されている。そうすると、「願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内」に、実用新案登録出願人は、分割出願ができる（準特44条1項1号）、実用新案登録出願をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができるため（実2条の2第1項本文）、実用新案登録出願が特許庁に係属していれば、実用新案登録出願人は、分割出願をすることができる。しかし、出願Aは既に登録に至っているため、訂正した明細書等の補正ができる時期であったとしても、甲は、出願Aの一部を分割して新たな出願とすることはできない。よって、本枝は誤り。

2 × 実6条の2第3号

特許庁長官は、「①その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき」、「②その実用新案登録出願に係る考案が実4条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき」、「③その実用新案登録出願が実5条6項4号又は実6条に規定する要件を満たしていないとき」、及び「④その実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき」の一に該当するときは、相当の期間を指定して、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができる（実6条の2）。本枝においては、「その実用新案登録出願が実6条に規定する要件（単一性の要件）を満たしていないとき」（③の後半）が抜けている。よって、本枝は誤り。

3 × 条文上そのような規定はない（参考：実20条1項1号）

実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、特許を無効にした場合における「原特許権者」であって、特許無効審判の請求の登録前に、特許が無効理由に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する（実20条1項1号）。しかし、実用新案登録に係る考案と特許に係る発明とが同一である場合において、実用新案登録が無効にされた場合に、「もとの実用新案者」について同様の規定は存在しない。よって、本枝は誤り。

4 × 条文上そのような規定はない（参考：実14条の2第3項、実14条の3）

実14条の2第1項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（同2項2号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面）に記載した事項の範囲内においてしなければならない（実14条の2第3項）。しかし、本規定に違反していることは、特許庁長官の補正命令の対象とされておらず（実14条の3参照）、無効理由とされているのみである（実37条1項7号）。よって、本枝は誤り。

5 ○ 実14条の3第1号

訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき、特許庁長官は、実用新案登

録請求の範囲等について補正をすべきことを命ずることができる（実 14 条の 3 第 1 号）。
よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 19

特許異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許権者は、特許法第120条の5第1項の通知（いわゆる取消理由通知）に対する意見書の提出期間内に限らず、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求を取り下げることができる場合がある。
- 2 審判長は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求があったときに特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えない場合がある。
- 3 特許異議の申立ては、特許法第120条の5第1項の通知（いわゆる取消理由通知）があった後は、特許権者の承諾を得れば、取り下げることができる。
- 4 特許権者に対して、特許法第120条の5第1項の通知（いわゆる取消理由通知）が複数回なされる場合がある。
- 5 特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審において、当該再審の請求人が申し立てない理由についても審理することができる。

〔特・実19〕 正解 3**1 ○ 特120条の5第8項、特17条の5第1項**

特120条の5第2項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について特17条の5第1項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる（特120条の5第8項）。そして、特17条の5第1項に規定されている補正可能期間は、「特120条の5第1項」又は「第6項」の規定により指定された期間であるため、取消理由通知に対する意見書の提出期間内（特120条の5第1項）だけでなく、いわゆる訂正拒絶理由通知に対する意見書の提出期間内（同6項）においても、訂正の請求を取り下げることができる。よって、本枝は正しい。

2 ○ 特120条の5第5項ただし書

審判長は、訂正の請求があったときは、取消理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特120条の5第5項本文）。しかし、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるとき、審判長は、特許異議申立人に意見書を提出する機会を与えなくてもよい（特120条の5第5項ただし書）。よって、本枝は正しい。

3 × 特120条の4第1項

特許異議の申立ては、特120条の5第1項の規定による取消理由の通知があった後は、取り下げることができない（特120条の4第1項）。したがって、特許権者の承諾を得たとしても、取消理由通知があった後は、特許異議の申立ては、取り下げることができない。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特120条の5第1項

審判長は、取消決定をしようとするときは、特許権者及び参加人に対し、特許の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない（特120条の5第1項）。本規定に基づく取消理由通知が1回に限られる旨の制限は条文上存在しないため、意見書の提出や訂正の請求によって新たな取消理由が発見された場合などにあつては、再度、取消理由通知がなされ得る。よって、本枝は正しい。

5 ○ 特174条1項で準用する特120条の2第1項

特174条1項には、特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審について準用される特許異議の申立てに関する規定が列挙されているところ、「特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる」旨を規定する特120条の2第1項が準用されている。したがって、特許異議の申立てについての確定した取消決定に対する再審において、当該再審の請求人が申し立てない理由についても審理することができる（特174条1項で準用する特120条の2第1項）。よって、本枝は正しい。

【特許・実用新案】 20

特許法に規定する審判に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させたとき、そのことを理由として、審判官は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- (ロ) 特許法に規定する審判における証拠調べ又は証拠保全は、簡易裁判所が行うことはない。
- (ハ) 特許無効審判請求書の請求の理由の要旨を変更する補正があった場合であっても、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであるときは、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由がある限り、審判長は、当該補正を許可することができる。ただし、訂正の請求により請求の理由を補正する必要が生じた場合を除く。
- (ニ) 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。
- (ホ) 審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、口頭審理の期日における手続が行われた場合、当該期日に出頭しないで当該手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものと推定する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔特・実20〕 正解 1**（イ）× 特151条で民訴224条2項を準用せず**

「当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときは、裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる」旨を規定する民訴224条2項は、審判における証拠調べ又は証拠保全に準用されていない（特151条）。したがって、当事者が相手方の使用を妨げる目的で提出の義務がある文書を滅失させたときであっても、そのことを理由として、審判官は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることはできない。よって、本枝は誤り。

（ロ）× 特150条6項

特150条1項又は2項の証拠調べ又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる（特150条6項）。したがって、特許法に規定する審判における証拠調べ又は証拠保全を、簡易裁判所が行うことがある。よって、本枝は誤り。

（ハ）× 特131条の2第2項2号

審判長は、特許無効審判を請求する場合における特131条1項3号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、特131条の2第2項各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもって、当該補正を許可することができる（特131条の2第2項）。本枝において、訂正の請求により請求の理由を補正する必要がある場合は除かれているため、「当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかったことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意した」とときには、審判長は、当該補正を許可することができる（特131条の2第2項2号）。これに対し、本枝では、被請求人が当該補正に同意したか否かが不明であるため、「・・・がある限り、審判長は、当該補正を許可することができる」とはいえない。よって、本枝は誤り。

（二）○ 特158条

審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する（特158条）。したがって、本枝は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

（ホ）× 特145条7項

口頭審理の期日に出頭しないで、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭審理の期日における手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす（特145条7項）。本規定は、その期日に出頭したものと「みなす」、としているのに対し、本枝では、その期日に出頭したものと「推定する」、としている点が誤っている。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（二）の1つであるから、正解は1。

【意匠】 1

秘密意匠制度に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 本意匠を秘密にすることを請求しなかった場合でも、その関連意匠を秘密にすることを請求することができる。
- (ロ) 出願公開された特許出願を意匠登録出願に変更した場合でも、その意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定がされ、意匠登録出願人が第1年分の登録料を納付すると同時に、その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- (ハ) ハーグ協定のジュネーブ改正協定に規定する国際意匠登録出願の出願人は、その意匠を日本国において、意匠法第14条に基づいて秘密にすることを請求することができない。
- (ニ) 意匠が秘密意匠である場合、その意匠に関し意匠法第20条第3項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、損害賠償を請求することができない旨が意匠法に規定されている。
- (ホ) 登録料を納付することができる者であっても、第1年分の登録料の納付と同時に意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求することができない場合がある。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ
- (5) なし

〔意匠 1〕 正解 1**（イ）○ 制限する規定はない（参考：意 14 条 1 項）**

意 14 条 1 項では、「意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。」と規定している。一方、秘密にすることを請求する意匠が関連意匠である場合には本意匠も秘密にすることを請求する必要がある旨の規定はない。したがって、本意匠を秘密にすることを請求しなかった場合でも、その関連意匠を秘密にすることを請求することができる。よって、本枝は正しい。

（ロ）○ 意 13 条 6 項で準用する意 10 条の 2 第 2 項、意 14 条 1 項・2 項柱書

特許出願を意匠登録出願に変更した場合は出願日が遡及するため（意 13 条 6 項で準用する意 10 条の 2 第 2 項）、出願と同時にその意匠を秘密にすることを請求することはできないが、第 1 年分の登録料の納付と同時にあれば、請求することができる（意 14 条 1 項・2 項柱書）。また、出願公開された特許出願を意匠登録出願に変更した場合に、意匠を秘密にすることを請求することができない旨の規定はない。よって、本枝は正しい。

（ハ）○ 意 60 条の 9

「国際意匠登録出願の出願人については、意 14 条の規定は、適用しない（意 60 条の 9）。」国際意匠登録出願は国際公表されるので、その内容を秘密にすることが不可能となるためである。よって、本枝は正しい。

（ニ）× そのような規定はない（参考：意 37 条 3 項）

意匠が秘密意匠である場合、その意匠に関し意 20 条第 3 項各号に掲げる事項を記載した書面であって特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告をした後でなければ、意 37 条 1 項の規定による「差し請求」をすることができない旨の規定はあるが（意 37 条 3 項）、同様の警告した後でなければ損害賠償を請求することができない旨の規定はない。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 意 43 条の 2 第 1 項、意 14 条 1 項

意 43 条の 2 第 1 項で「利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。」と規定しているように、登録料を納付することができる者は意匠登録出願人に限られない。一方、意 14 条 1 項で「意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から 3 年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。」と規定しているように、意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求することができるのは、意匠登録出願人に限られる。したがって、登録料を納付することができる者であっても、第 1 年分の登録料の納付と同時に意匠登録出願に係る意匠を秘密にすることを請求することができない場合がある。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、（ニ）の 1 つなので、正解は 1。

【意匠】 2

意匠法第3条（意匠登録の要件）、第4条（意匠の新規性の喪失の例外）又は第5条（意匠登録を受けることができない意匠）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問で言及した規定の該当性のみを判断し、他の登録要件は考慮しないこととする。

- 1 意匠法第3条の「工業上利用することができる」とは、工業的方法により量産されるものに限られることを意味する。
- 2 意匠イがインターネット上で公開された場合、日本国内又は外国において不特定又は多数の者に意匠イが現実に知られたという事実が立証されない限り、意匠ロは、意匠イに基づいて容易に創作することができた意匠に該当しない。
- 3 意匠法第3条第2項の拒絶理由に引用される画像は、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られる。
- 4 意匠の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書を提出する者が「正当な理由」により意匠法第4条第3項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては、2月）以内でその期間の経過後6月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。
- 5 画像の用途にとって不可欠な表示と物品の機能を確保するために不可欠な形状とを組み合わせる創作した意匠は、意匠法第5条第3号に掲げる意匠に該当し、意匠登録を受けることができない。

〔意匠 2〕 正解 1**1 ○ 意 3 条**

意 3 条で規定する意匠登録の要件について、「意匠は工業上利用することができるものでなければならない。すなわち、意匠法で保護に値する意匠は・・・工業的方法により量産されるものに限られるのである。」との記載が青本にある（青本 意 3 条参照）。したがって、問題文は青本の記載内容の通りである。よって、本枝は正しい。

2 × 意 3 条 1 項・2 項、意匠審査基準 第Ⅲ部 第 2 章 第 3 節 2.2

「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」とは、電気通信回線を通じて不特定の者が見得るような状態に置かれたウェブページ等に掲載されたことをいい、現実には誰かがアクセスしたという事実を必要としない（意匠審査基準 第Ⅲ部 第 2 章 第 3 節 2.2）。意匠イがインターネット上で公開されたということは、不特定の者が見得るような状態に置かれていると解される。したがって、日本国内又は外国において不特定又は多数の者に意匠イが現実には知られたという事実が立証されなくても、意匠イは電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠に該当し、創作容易性の判断の基礎となりえる。よって、本枝は誤り。

3 × 意 2 条 1 項かっこ書、意 3 条 2 項

画像の意匠が意 2 条 1 項かっこ書にて「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。」と定義されているが、意 3 条 2 項は除外されている。また、同項で引用される画像は意匠に限定されない（青本 意 3 条参照）。よって、本枝は誤り。

4 × そのような規定はない（参考：意 4 条 4 項）

意匠の新規性の喪失の例外の適用を受けるための証明書の提出に関して、不責事由による救済規定が意 4 条 4 項に置かれているが、「正当な理由」による同様の内容は規定されていない。よって、本枝は誤り。

5 × 意 5 条 3 号、意匠審査基準 第Ⅲ部 第 6 章 3.

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠、又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠については、意匠登録を受けることができない（意 5 条 3 号）。一方、それらを組み合わせて創作した意匠は、意 5 条 3 号に掲げる意匠登録を受けることができない意匠には該当しない（同号、意匠審査基準 第Ⅲ部 第 6 章 3.）。よって、本枝は誤り。

【意匠】 3

甲は、カップ型容器にアイスクリーム材を充填して冷凍成形した「容器付冷菓」の発明及び意匠イを完成した。「容器付冷菓」の意匠イは、アイスクリーム材と容器とが一体的な状態で市場に流通する1つの意匠であり、2以上の意匠を包含しない。「アイスクリーム用容器」の意匠ロは、意匠イの一部を構成する容器部分と同一の意匠である。

この場合において、意匠法第3条の2（意匠登録の要件）又はハーグ協定のジュネーブ改正協定の手続に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、各設問で言及した条件のみに基づいて判断し、他の条件は考慮しないこととする。また、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、特に文中に記載した場合を除いては、各出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、冒認の出願でも、補正後の意匠についての新出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲は、意匠イに係る意匠登録出願Aをし、その1月後、甲のグループ企業の乙が意匠ロに係る意匠登録出願Bをした。その後、出願Aについて意匠登録がされて意匠公報が発行された。出願Aと出願Bの創作者が同一の場合、意匠ロに係る出願Bは、意匠イに係る出願Aの意匠公報を根拠に意匠法第3条の2に基づいて拒絶されない。
- 2 甲は、令和4年1月1日にパリ条約の同盟国のX国へ、意匠イについて、正規かつ最先の意匠登録出願Aをした。乙は、令和4年2月1日に意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願Bを日本国にした。甲は、令和4年2月3日に意匠イに係る出願Aを基礎とするパリ条約による優先権の主張を伴う意匠登録出願Cを日本国に行い、出願Cについて意匠公報が発行された。この場合、意匠ハに係る出願Bは、意匠イに係る出願Cの意匠公報を根拠に意匠法第3条の2に基づいて拒絶される。
- 3 甲は、特許請求の範囲及び明細書に「容器付冷菓」の発明が記載され、その図面に意匠イが表された特許協力条約(PCT)に基づく国際特許出願Aをした。17月後、乙は意匠ロに類似する「アイスクリーム用容器」の意匠ハに係る意匠登録出願Bを日本国にした。その後、甲は出願Aを国内移行手続し、出願Aは特許法第184条の9に規定する国内公表がされた。出願Aの国内公表に係る公報の図面に意匠イが表されている場合、意匠ハに係る出願Bは、出願Aに係る国内公表を根拠に意匠法第3条の2に基づいて拒絶される。
- 4 甲は意匠イについて、日本国とX国を指定締約国としたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願Aをし、国際登録された。その11月後、乙は意匠ロに類似する意匠ハについて意匠登録出願Bを日本国にした。その翌週に出願Aは国際公表され、国際意匠登録出願として日本国特許庁に係属したが、公知形状に基づいて容易に創作できることを理由に拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、出願Bは、出願Aに係る国際公表を根拠に意匠法第3条の2に基づいて拒絶される。
- 5 甲は意匠イに係る意匠登録出願Aを日本国にした。その1月後、甲のグループ企業の乙社は、意匠ロに類似する意匠ハについて、日本国とX国を指定締約国としたハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願Bをし、出願Bは国際公表された。そ

の後、出願 **A** について意匠登録され、意匠公報が発行された。日本国特許庁の審査に係属中の出願 **B** について、**乙** が出願人を **甲** へ変更するために、出願 **B** に係る意匠 **ハ** の意匠登録を受ける権利を **甲** に承継する届出の書面を特許庁長官に提出すれば、出願 **B** は、出願 **A** に係る意匠公報を根拠に意匠法第 3 条の 2 に基づいて拒絶されない。

〔意匠3〕 正解 2**1 × 意3条の2、参考：特29条の2 かっこ書**

特許の要件に関する特29条の2においては、適用除外として発明者同一の場合を規定しているが（同条かっこ書）、意匠登録の要件に関する意3条の2においては創作者同一の場合に適用除外とする旨は規定されていない。よって、本枝は誤り。

2 ○ 意3条の2、パリ4条B

現実の出願日を基準にすると甲の意匠登録出願Cは乙の意匠登録出願Bの後願となるが、出願Cは出願Bの日前にパリ同盟国のX国へされた意匠登録出願Aを基礎とするパリ条約による優先権主張を伴っているため、出願Aと出願Cの間に行われた出願Bによっては第三者である乙にはいかなる権利も生じない（パリ4条B）。また、出願Cの判断基準日は出願Aの日となる。したがって、出願Bは、出願Cの後願となり、出願Bの後に出願Cについて意匠公報が発行されているため、意3条の2の要件を満たして拒絶される。よって、本枝は正しい。

3 × 意3条の2

意3条の2が適用されるのは、出願が「意匠登録出願」である場合であり特許出願はその対象には含まれていない。また、同条で規定されている公報は「意匠公報」であるので特許法における国内公表は対象外である。したがって、乙の意匠登録出願Bが甲の国際特許出願Aに係る国内公表を根拠に意3条の2に基づいて拒絶されることはない。よって、本枝は誤り。

4 × 意3条の2

意3条の2で規定されている公報は「意匠公報」であるので、国際公表は含まれておらず、また、国際公表を意匠公報と読み替える規定もない。したがって、乙の意匠登録出願Bが甲の国際出願Aに係る国際公表を根拠に意3条の2に基づいて拒絶されることはない。よって、本枝は誤り。

5 × 意3条の2 ただし書、意60条の11第1項、特34条4項

国際意匠登録出願について出願後における意匠登録を受ける権利の承継をする場合、意60条の11第1項において特34条4項を読み替えており、その届け出る先を「国際事務局」としている。したがって、届出の書面を特許庁長官に提出しても有効ではないため、乙の意匠登録を受ける権利は甲に承継されず、意3条の2 ただし書の適用除外を受けることはできない。よって、本枝は誤り。

【意匠】 4

意匠登録出願の願書又は願書に添付する図面等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 意匠に係る画像が、その画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとするときは、その画像の当該機能の説明のみを願書に記載しなければならない旨が意匠法に規定されている。
- 2 意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出する場合であっても、意匠登録出願の願書に写真、ひな形又は見本の別を記載する必要はない。
- 3 片面に、青色の地に白色の水玉模様を配し、もう片面に、桃色の地に黒色の水玉模様を配したマフラーの意匠について意匠登録を受けようとする場合、図面等においてその白色及び黒色の彩色を省略することができる。
- 4 路面に投影される画像について意匠登録を受けようとする場合において、その画像の大きさを理解することができないため意匠を認識することができないときは、その意匠に係る画像の大きさを願書に記載しなければならない。
- 5 感染症対策用の薄いシート状の衛生用マスクについて意匠登録を受けようとして、図面に代えて見本を提出する場合において、その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であっても、その旨を願書に記載しなくてもよい。

〔意匠4〕 正解 5**1 × 意6条4項**

意匠に係る画像が、その画像の有する機能に基づいて変化する場合において、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとするときは、「その旨」及びその画像の当該機能の説明を願書に記載しなければならない（意6条4項）。したがって、その画像の当該機能のみを願書に記載しなければならないとは規定されていない。よって、本枝は誤り。

2 × 意6条2項

意匠登録を受けようとする者は、願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して提出しなければならないが（意6条1項柱書）、その図面に代えて、意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真、ひな形又は見本を提出することができ（意6条2項）、この場合は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない（同項）。よって、本枝は誤り。

3 × 意6条5項

意匠登録を受けようとする者が意6条1項又は2項の規定により提出する図面、写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは、「白色又は黒色のうち一色」については、彩色を省略することができる（意6条5項）。省略できる彩色は意匠全体で白色又は黒色のうち一色のみであり、片面では白色を省略し、もう片面では黒色を省略することはできない。よって、本枝は誤り。

4 × 意6条3項

意6条3項では、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る「物品」又は「建築物」の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係る物品又は建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない旨を規定するが、その対象は「意匠に係る物品若しくは意匠に係る建築物」であり、画像は含まれていない。したがって、その画像の大きさを理解することができないため意匠を認識することができないときに、その意匠に係る画像の大きさを願書に記載しなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

5 ○ 意6条7項

「意6条1項の規定により提出する図面に意匠を記載し、又は2項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において、その意匠に係る物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない」（意6条7項）が、見本については規定されていない。見本は、使われる材質や大きさを含め意匠登録を受けようとする意匠そのものであるため見れば判別できるためである。したがって、見本を提出する場合はその旨を願書に記載しなくてもよい。よって、本枝は正しい。

【意匠】 5

意匠登録出願の補正、補正の却下に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除き、各出願は、いかなる早期公開の請求や優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 意匠登録出願人は、意匠登録出願をした後に、願書の記載及び願書に添付した図面について補正をした。審査官は、願書の記載についてした補正がその要旨を変更するものであると判断したが、願書に添付した図面についてした補正はその要旨を変更するものではないと判断した。この場合、審査官は、決定をもって意匠登録出願人のした補正を却下しなければならない。
- 2 意匠登録出願人は、意匠登録出願をした後に、願書の記載及び願書に添付した図面について補正をし、審査官は、その意匠登録出願について意匠登録をすべき旨の査定をした。これらの補正が、願書の記載及び願書に添付した図面の範囲内においてしたものではないとの理由のみにより、意匠登録無効審判においてその意匠登録が無効とされる場合がある。
- 3 意匠登録出願人は、願書に意匠**イ**に記載した図面を添付して意匠登録出願をした後に、補正により、その図面に代えて意匠**イ**を現した写真を提出するとともに、願書における図面、写真、ひな形又は見本の別の記載を変更した。この記載の変更は要旨変更か否かの判断の対象になる。
- 4 意匠登録出願人は、意匠登録出願をした後に、願書の記載及び願書に添付した図面について補正をしたが、審査官は、決定をもってこれらの補正を却下した。審査官は、この却下の決定に理由を付す必要はない。
- 5 意匠登録出願人は、意匠登録出願をした後に、願書の記載及び願書に添付した図面について補正をしたが、審査官は、決定をもってこれらの補正を却下した。この場合、審査官は、その却下の決定の謄本の送達があった日から3月を経過するまでは、この意匠登録出願の審査を中止しなければならない。

〔意匠 5〕 正解 1**1 ○ 意 17 条の 2 第 1 項**

「願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。」（意 17 条の 2 第 1 項）。願書の記載「又は」図面等なので、どちらかについての補正が要旨変更であれば、審査官は補正を却下しなければならない。よって、本枝は正しい。

2 × 意 48 条 1 項各号（参考：意 9 条の 2）

「願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があつた後に認められたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。」（9 条の 2）旨の規定はあるが、補正が要旨変更であつたことは無効理由には挙げられていない（意 48 条 1 項各号）。よって、本枝は誤り。

3 × 意 9 条の 2 かっこ書、意 6 条 2 項

図面に代えて写真を提出する場合、願書における図面、写真、ひな形又は見本の別の記載も変更しなければならないが（意 6 条 2 項）、この記載の変更は要旨変更の判断の対象である願書の記載から除外されている（意 9 条の 2 かっこ書）。よって、本枝は誤り。

4 × 意 17 条の 2 第 2 項

「意 17 条の 2 第 1 項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。」と規定されている（意 17 条の 2 第 2 項）。却下の決定を行う場合には必ず理由を付さなければならない。よって、本枝は誤り。

5 × 意 17 条の 2 第 3 項

「意 17 条の 2 第 1 項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から 3 月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。」（意 17 条の 2 第 3 項）。補正後の意匠について新出願があつた場合にはもとの意匠登録出願は取り下げたものとみなされるので（意 17 条の 3 第 2 項）、その点が明確になるまでは査定を待つ等の趣旨に基づく規定である。ただし、審査を中止しなければならないとは規定されていない。よって、本枝は誤り。

【意匠】 6

甲は、パリ条約の同盟国のX国へ令和4年1月10日に、意匠イについて正規かつ最先の意匠登録出願Pをした。

次に、甲は、令和4年5月10日に、出願Pに基づき、パリ条約による優先権の主張を伴って、日本国へ意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠イに係る意匠権が設定の登録により発生した。

意匠イを基礎意匠とする関連意匠等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、文中に記載した優先権の主張は有効なものとし、特に文中に記載した場合を除いては、各出願は、いかなる早期公開の請求や優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとし、意匠権は有効に存続しているものとする。

- 1 甲は、令和14年4月10日に、意匠イに類似する意匠ロについて意匠登録出願Bをした。
この場合、出願Bに係る意匠ロは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 2 甲は、令和7年10月10日に、意匠イに類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをした。
しかし、出願Cをした時点で意匠イの意匠権が放棄されていた。
この場合、出願Cに係る意匠ハは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。
- 3 甲は、令和7年5月10日に、意匠イと類似する意匠ニについて意匠登録出願Dをした。
また、甲は令和5年5月10日に意匠ホを公知にしていた。
なお、意匠ホは意匠ニと類似するが、意匠イとは非類似である。
この場合、出願Dに係る意匠ニは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。
- 4 甲は、意匠イと類似する意匠ヘについて意匠登録出願Eをし、出願Eに係る意匠ヘは意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けている。その後、甲は、令和10年5月10日に、意匠トについて意匠登録出願Fをした。
なお、意匠トは意匠ヘと類似するが、意匠イとは非類似である。
この場合、出願Fに係る意匠トは、意匠ヘを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。
- 5 甲が令和12年5月10日にした特許出願に、意匠イと類似する意匠チが記載されていた。
甲は、令和16年5月10日に、この特許出願を適法に変更して、意匠チについての意匠登録出願Gとした。
この場合、出願Gに係る意匠チは、出願Aに係る意匠イを本意匠とする関連意匠として登録を受けることができる。

【意匠6】正解 1**1 × 意 10 条 1 項、同項かつこ書**

意 10 条 1 項における「意匠登録出願の日」は、優先権主張を伴う場合はいわゆる優先日となることを同項かつこ書にて読み替えている。これは、関連意匠の出願だけでなく本意匠の出願にも適用される。したがって、甲の意匠イに係る日本での意匠登録出願は令和 4 年 5 月 10 日にされているが、その判断基準日は X 国へ出願した令和 4 年 1 月 10 日となるため、令和 14 年 4 月 10 日にされた意匠登録出願 B は本意匠の出願日から 10 年が経過した後の出願となり関連意匠として意匠登録を受けることはできない。よって、本枝は誤り。

2 ○ 意 10 条 1 項ただし書

意 10 条 1 項に定める所定の要件を満たせば関連意匠として意匠登録を受けることができるが、同項ただし書において、関連意匠の意匠権の設定の登録の際に、本意匠の意匠権が「放棄されているとき」は除外されている。本枝において、意匠登録出願 C をした時点で意匠イの意匠権が放棄されているので、設定の登録の際も放棄されている状況となる。したがって出願 C に係る意匠ハは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができない。よって、本枝は正しい。

3 ○ 意 10 条 2 項

意 3 条 1 項 1 号又は 2 号に該当するに至った自己の意匠のうち意匠登録を受けようとする意匠の「本意匠と同一又は類似のもの」は、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠についての 3 条 1 項及び 2 項の規定の適用については、3 条 1 項 1 号又は 2 号に該当するに至らなかったものとみなされるが（意 10 条 2 項）、本意匠と非類似のものは含まれていない。したがって、公知である意匠ホは意匠イと非類似であるため同項の適用対象とはならず、意 3 条 1 項 1 号に該当することとなり、意匠ニは 3 条 1 項 3 号により拒絶され意匠登録を受けることができない。よって、本枝は正しい。

4 ○ 意 10 条 4 項

関連意匠へにのみ類似する意匠トについても、その関連意匠を本意匠とみなして、意 10 条 1 項の規定により意匠登録を受けることができる（意 10 条 4 項）。また、意匠トの意匠登録出願 F の出願日が意匠への意匠登録出願 E の出願日以後であって、基礎意匠イの意匠登録出願 A の出願日から 10 年を経過する日前であるので、意匠へを本意匠として意匠登録を受けることができる（同条 5 項で読み替える同条 1 項）。したがって、意匠トは、意匠へを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

5 ○ 意 13 条 1 項・6 項、意 10 条の 2 第 2 項

特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができ（意 13 条 1 項）、適法な出願の変更の場合には出願日が遡及する（意 13 条 6 項で準用する意 10 条の 2 第 2 項）。したがって、意匠登録出願 G の出願日は令和 12 年 5 月 10 日となり、本意匠である意匠イの出願日から 10 年を経過する前であるため、意匠イと類似する意匠チは、意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録を受けることができる。よって、本枝は正しい。

【意匠】 7

意匠法における先願、出願の分割、出願の変更に関して、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載した場合を除き、各出願は、いかなる早期公開の請求や優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲は意匠イに係る意匠登録出願Aをした。出願Aの日前に、意匠イに類似する意匠ロについて、乙の国際意匠登録出願Bがなされていた。出願Bに係る意匠ロについては、日本国で意匠登録を受ける前に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定により日本国についての国際登録が消滅した。この場合、意匠イに係る出願Aは、出願Bの後願として意匠法第9条第1項により拒絶される。
- 2 甲は意匠イについて、令和4年4月1日にハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく日本国を指定締約国とする国際出願Aをし、その後、甲が国際出願Aの不備を補い、意匠イは同年4月6日を国際登録の日として国際登録簿に記録され、同年10月6日に国際公表された。乙は同年4月6日に意匠ロについて意匠登録出願Bをした。意匠イと意匠ロが類似する場合、甲と乙は意匠法第9条第4項の規定に基づき協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じられない。
- 3 甲が意匠イについて意匠登録出願Aをし、その後に乙が意匠イとは非類似の意匠ロについて、意匠登録出願Bをした。甲は出願Bの後に意匠イ及び意匠ロの両方に類似する意匠ハについて意匠登録出願Cをした。出願A、Bが共に登録される場合、出願Cに係る意匠ハは、出願Aに係る意匠イを本意匠とした関連意匠として登録される。
- 4 甲は3棟の建築物からなる「一組の建築物」に係る組物の意匠イについて意匠登録出願Aをした。出願Aの後に、乙は建築物の意匠ロについて意匠登録出願Bをした。その後、出願Aについて、「意匠イが組物全体として統一がない」旨の拒絶理由の通知がされたので、意匠イを構成する一の建築物である意匠ハについて、意匠法第10条の2に規定する新たな意匠登録出願Cをした。意匠ロと意匠ハが類似する場合、出願Cは、出願Bの後願として意匠法第9条第1項によって拒絶されない。
- 5 特許出願人は、その特許出願について仮通常実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。

〔意匠 7〕 正解 4**1 × 意60条の14第1項、意9条3項**

「国際意匠登録出願は、その基礎とした国際登録が消滅したときは、取り下げられたものとみなす（意60条の14第1項）。」また、意匠登録出願が取り下げられたときは9条1項及び2項の適用はない（意9条3項）。したがって、本問において出願Bは取り下げられたものとみなされるため、出願Aが出願Bの後願として意9条1項で拒絶されることはない。よって、本枝は誤り。

2 × 意60条の6第1項、意9条2項・4項

国際公表された国際登録は、国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされるため（意60条の6第1項）、日本における甲の意匠イについての出願日は令和4年4月6日となるので、乙の意匠ロについての意匠登録出願Bと同日となる。したがって、意匠イと意匠ロが類似する場合は意9条2項に該当するため、同条4項が適用されて特許庁長官からの協議命令が発せられる（同条4項）。よって、本枝は誤り。

3 × 意10条1項、意9条1項

自己の本意匠に類似する意匠は意9条1項・2項の規定にかかわらず関連意匠として登録を受けることができる旨が規定されているが（意10条1項）、他人の意匠登録出願に係る意匠及び登録意匠との関係で意9条1項・2項の適用が除外される旨の規定はない。したがって、本枝における意匠ハに係る出願Cは、意匠ハに類似する意匠ロの存在により、9条1項により拒絶される。よって、本枝は誤り。

4 ○ 意10条の2第2項、意匠審査基準 第Ⅷ部 第1章 3.

意10条の2に基づく適法な分割出願の場合には出願日が遡及する（意10条の2第2項）。また、意匠イは「組物全体として統一がない」ので、意8条に規定する要件を満たしていないこととなるため、意匠イを構成する一の建築物である意匠ハを分割出願することは、適法な分割出願とは認められないものには該当しない（意匠審査基準 第Ⅷ部 第1章 3.）。したがって、出願Cの出願日は出願Aの日となるため出願Bの先願となり、意9条1項で拒絶されることはない。よって、本枝は正しい。

5 × そのような規定はない（参考：意13条5項）

特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、特許出願から意匠登録出願への出願の変更をすることができる（意13条5項）。仮専用実施権者の承諾が必要である旨は規定されているが、仮通常実施権者の承諾が必要である旨は規定されていない。したがって、特許出願人は、仮通常実施権者があるときでも、その承諾を得ずに特許出願から意匠登録出願への出願の変更をすることができる。よって、本枝は誤り。

【意匠】 8

意匠権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 登録意匠の範囲は、願書に添付した意匠登録請求の範囲の記載に基いて定めなければならない。
- (ロ) 意匠権者は、その意匠権の専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、業としてその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有しない。
- (ハ) 基礎意匠の意匠権が放棄されたときは、当該基礎意匠に係る複数の関連意匠の意匠権を、分離して移転することができる。
- (ニ) 意匠権の存続期間は、意匠権の設定の登録の日から25年をもって終了し、関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠権の設定の登録の日から25年をもって終了する。
- (ホ) 無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠の実施である事業をしている者は、その実施をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔意匠 8〕 正解 3**（イ） × 意 24 条 1 項**

「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添附した図面に記載され又は願書に添附した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない（意 24 条 1 項）。」登録意匠の範囲は意匠登録請求の範囲の記載に基いて定めなければならないわけではない。よって、本枝は誤り。

（ロ） ○ 意 23 条 ただし書

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有するが、（意 23 条）、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない（同条 ただし書）。本枝の内容は条文に沿ったものである。よって、本枝は正しい。

（ハ） × 意 22 条 2 項

基礎意匠の意匠権が放棄されたときは、当該基礎意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない（意 22 条 2 項）。本枝の内容は条文に反するものである。よって、本枝は誤り。

（ニ） × 意 21 条 1 項・2 項

意匠権の存続期間は、意匠登録出願の日から 25 年をもって終了するが（意 21 条 1 項）、関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から 25 年をもって終了する（同条 2 項）。関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠権の設定の登録の日から 25 年をもって終了するわけではない。よって、本枝は誤り。

（ホ） ○ 意 56 条

「無効にした意匠登録に係る意匠権が再審により回復したとき、又は拒絶をすべき旨の審決があつた意匠登録出願について再審により意匠権の設定の登録があつたときは、当該審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する（意 56 条）。」本枝の内容は条文に沿ったものである。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、（イ）、（ハ）、（ニ）の 3 つなので、正解は 3。

【意匠】 9

甲は、意匠権Aの意匠権者であり、意匠権Aに係る登録意匠の実施品である製品aを製造販売している。乙は、意匠権Aの設定の登録後に、意匠権Aの登録意匠に類似する意匠の実施品である製品bの製造販売を開始した。なお、意匠権Aについて、意匠登録出願後に補正はされておらず、専用実施権の設定はないものとする。

次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲が、乙に対し、製品bの製造販売の差止請求をするに際し、製品bを製造するための工作機用制御プログラムを記録した記録媒体の廃棄を併せて請求する場合、この廃棄に係る請求が裁判において認容されることがある。
- 2 甲は、乙に対し、製品bの製造販売の差止請求をする場合でなければ、製品bの製造販売に係る損害賠償を請求することができない。
- 3 乙の取引先である丙が、製品bのみに用いる部品cを業として輸入している場合、甲は、丙に対して、意匠権Aに基づき、部品cの輸入の差止めを請求することができる。
- 4 乙の取引先である丙が、乙から製品bを仕入れて、業として製品bを輸出するために、自社の倉庫において製品bを保管している場合、当該保管は、意匠権Aを侵害するものとみなされる。
- 5 乙は、意匠権Aに係る登録意匠を知らないで、自ら製品bに係る意匠を創作し、意匠権Aに係る意匠登録出願の際に、現に日本国内において製品bの製造販売事業の準備をしていた。この場合、甲は、乙による製品bの製造販売に対して、意匠権Aに基づく差止請求権を行使できない。

〔意匠 9〕 正解 2**1 ○ 意 37 条 2 項**

意匠権者又は専用実施権者は、意 37 条 1 項の規定による差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物品等の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる（意 37 条 2 項）。したがって、甲が差止請求をするに際し、製品 b を製造するための工作機用制御プログラムを記録した記録媒体の廃棄を併せて請求した場合、この請求が認容されることがある。よって、本枝は正しい。

2 × 民 709 条

意匠権を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが（民 709 条）、意匠権者が損害賠償請求を行う場合に差止請求をすることは要件とされていない。したがって、甲は差止請求をしなくても、乙に対して損害賠償請求をすることができる。よって、本枝は誤り。

3 ○ 意 38 条 1 号イ、意 37 条 1 項

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物品又はプログラム等記録媒体等の製造、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為は、意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなされる（意 38 条 1 号イ）。したがって、丙が製品 b のみに用いる部品 c を業として輸入する行為は甲の意匠権の侵害とみなされるため、甲は部品 c の輸入の差止めを請求することができる（意 37 条 1 項）。よって、本枝は正しい。

4 ○ 意 38 条 3 号

登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業としての譲渡、貸渡し又は輸出のために所持する行為は、意匠権又は専用実施権を侵害するものとみなされる（意 38 条 3 号）。したがって、丙が業として製品 b を輸出するために所持する行為は甲の意匠権の侵害とみなされる。よって、本枝は正しい。

5 ○ 意 29 条

意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は意匠登録出願に係る意匠を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得して、意匠登録出願の際現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する（意 29 条）。本枝における乙はこの要件を満たし通常実施権（いわゆる先使用权）を有するので、甲は意匠権 A に基づく差止請求権を行使することができない。よって、本枝は正しい。

【意匠】 10

意匠権についての通常実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 意匠法の規定上、意匠権者は、無効審判の請求登録前の実施による通常実施権を有する者に対しては相当の対価を受ける権利を有する。
- 2 通常実施権は、実施の事業とともにする場合や意匠権者の承諾を得た場合以外に、移転することができる場合がある。
- 3 通常実施権を目的として質権を設定した場合、質権者は、契約で別段の定めをした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない。
- 4 意匠権者は、正当な理由があり、意匠権の登録料を追納期限である令和4年1月10日までに納付できなかった。その後、同月15日に登録料を納付することができない理由が消失し、同年2月15日に登録料を追納し、その後意匠権の回復の登録がされた。この場合、同年1月31日から善意に日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。
- 5 会社の従業者が、その性質上当該会社の業務範囲に属し、かつ、その創作をするに至った行為が当該会社における当該従業者の現在又は過去の職務に属する意匠の創作を行った場合に、契約、就業規則その他の定めにおいて当該意匠に関する意匠登録を受ける権利や意匠権の承継に関する規定が存在しなかったとしても、当該意匠について当該従業者が意匠登録出願をし、意匠登録を受けたときは、当該会社は、当該意匠権について通常実施権を有する。

〔意匠10〕 正解 4**1 ○ 意 30 条 2 項**

いわゆる無効審判の請求登録前の実施による通常実施権を有する者から、意匠権者又は専用実施権者は相当の対価を受ける権利を有する（意 30 条 2 項）。本枝の内容は条文に沿ったものである。よって、本枝は正しい。

2 ○ 意 34 条 1 項

通常実施権は、裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともにする場合、意匠権者（専用実施権についての通常実施権にあっては、意匠権者及び専用実施権者）の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる（意 34 条 1 項）。したがって、実施の事業とともにする場合や意匠権者の承諾を得た場合以外に、相続その他の一般承継の場合にも移転することができる。よって、本枝は正しい。

3 ○ 意 35 条 1 項

「意匠権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、契約で別段の定をした場合を除き、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることができない（意 35 条 1 項）。」本枝の内容は条文に沿ったものである。よって、本枝は正しい。

4 × そのような規定はない（参考：意 56 条）

登録料の追納により意匠権が回復した場合、一定の要件を満たす場合には意匠権の効力が及ばない旨を規定しているが（意 44 条の 3 第 1 項）、意 56 条に規定するような再審により回復した意匠権についての法定通常実施権を認める規定はない。したがって、本枝における事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、登録料の追納により意匠権が回復したことに起因する通常実施権を有することはない。よって、本枝は誤り。

5 ○ 意 15 条 3 項で準用する特 35 条 1 項

特 35 条 1 項では、従業者等がいわゆる職務発明について特許を受けたときは、使用者等はその特許権について通常実施権を有する旨を規定しており、意匠法においても、従業者がした意匠の創作に対して意 15 条 3 項にて特 35 条を準用している。したがって、本枝における会社は、通常実施権を有することとなる。よって、本枝は正しい。

【商標】 1

次の①～⑫の番号が付された空欄に適切な語句を入れると、商標法に関する文章になる。①～⑫の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組み合わせとして最も適切なものは、どれか。

なお、①～⑫の空欄には、同じ語句を2回以上入れてもよい。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

商標法第1条は、「この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の①の維持を図り、もつて②に寄与し、あわせて③を保護することを目的とする。」と規定している。商標を使用する者は商品や役務の提供に係る物品等に一定の商標を継続的に使用することによって④を獲得するが、この信用は有形の財産と同様に経済的価値を有する。このため、商標法は商標権を設定することにより商標を保護している。

一方、商標の不当な使用によって一般公衆の利益が害されるような事態を防止する必要がある。

そこで、商標法第51条第1項は、「⑤が⑥に指定商品若しくは指定役務についての⑦の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての⑧の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の⑨又は他人の業務に係る商品若しくは役務と⑩を生ずるものをしたときは、⑪、その商標登録を⑫ことについて審判を請求することができる。」と規定している。

- 1 ①業務上の信用 ⑥故意 ⑫取り消す
- 2 ②産業の発達 ⑦登録商標に類似する商標 ⑩誤認
- 3 ③需要者 ⑥故意 ⑦登録商標に類似する商標
- 4 ④業務上の信用 ⑧登録商標に類似する商標 ⑪利害関係人に限り
- 5 ⑤専用使用権者又は通常使用権者 ⑨混同 ⑫取り消す

〔商標 1〕 正解 1

本問は、商 1 条及び商 51 条の条文内容、及び青本商 1 条に記載の内容に基づくものである。空欄を埋めて文章を完成させると、以下のようになる。

商標法第 1 条は、「この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の①業務上の信用の維持を図り、もつて②産業の発達に寄与し、あわせて③需要者の利益を保護することを目的とする。」と規定している。商標を使用する者は商品や役務の提供に係る物品等に一定の商標を継続的に使用することによって④業務上の信用を獲得するが、この信用は有形の財産と同様に経済的価値を有する。このため、商標法は商標権を設定することにより商標を保護している。

一方、商標の不当な使用によって一般公衆の利益が害されるような事態を防止する必要がある。

そこで、商標法第 51 条第 1 項は、「⑤商標権者が⑥故意に指定商品若しくは指定役務についての⑦登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての⑧登録商標若しくはこれに類似する商標の使用であつて商品の品質若しくは役務の質の⑨誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と⑩混同を生ずるものをしたときは、⑪何人も、その商標登録を⑫取り消すことについて審判を請求することができる。」と規定している。

①～③は商 1 条の条文内容、④は青本商 1 条の記載、⑤～⑫は商 51 条 1 項の条文内容である。

したがって、空欄番号と語句の組み合わせとして最も適切なものは 1 である。

【商標】 2

商標法第2条に規定する標章の使用に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 甲は、指定商品を「電子計算機用プログラム」とする登録商標「ロハニ」の商標権者であるところ、当該電子計算機用プログラムのコードデータに「ロハニ」の文字列を組み込んで販売した。なお、当該電子計算機用プログラムを実行したときの電子計算機のディスプレイ上には「ロハニ」の文字列は表示されず視認されない。甲の当該販売行為は登録商標「ロハニ」の使用に該当しない場合がある。
- 2 甲は、指定商品を「被服」とする音の登録商標の商標権者である。甲は被服の電子カタログをDVDにより頒布しており、当該電子カタログの一部のページは当該音の登録商標を発する仕様になっている。甲の当該頒布行為は当該音の登録商標の使用に該当する場合はない。
- 3 甲は、指定商品を「雑誌」とする登録商標イの商標権者である。甲は登録商標イを付した雑誌を無償で配布し、当該雑誌に掲載された広告から収入を得ている。甲の当該配布行為は登録商標イの使用に該当する場合がある。
- 4 甲は、指定商品を「雑誌、録画済みビデオディスク」とする登録商標ロの商標権者である。甲は、登録商標ロを付した録画済みビデオディスクを製造し、販売しているところ、当該録画済みビデオディスクのノベルティ（販促品）として、当該録画済みビデオディスクの内容に関する記事を掲載した雑誌に登録商標ロを付して無償で配布している。甲の当該雑誌の配布行為は登録商標ロの指定商品「雑誌」についての使用に該当しない場合がある。
- 5 甲は、指定商品を「電子出版物」とする登録商標ハの商標権者である。甲は、登録商標ハを付した電子出版物をダウンロードさせずにオンライン上で有償提供している。甲の当該提供行為は登録商標ハの使用に該当する場合はない。

〔商標2〕 正解 2**1 ○ 商2条3項1号、平成14年改正本第3章**

プログラム等の無体物である商品の場合、商標の電磁的な情報が当該プログラム起動時のインタフェースに表示されるような電子情報と商標が一体となって視認される結果となり当該商標が出所表示機能を発揮するようなものであれば、商標の使用行為といえる（平成14年改正本第3章）。ここで、本枝においては甲の登録商標「ロハニ」は表示されず視認されないため、登録商標の使用に該当しない場合がある。よって、本枝は正しい。

2 × 商2条4項2号、商2条3項8号

「音の標章」については、商品等に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合（商品等に関する広告自体が記録媒体である場合を含む。）において、当該記録媒体に標章を記録することは、標章を付する行為に含まれ（商2条4項2号）、「商品等に関する広告に記録媒体が取り付けられている場合」には、例えば、DVDカタログのように商品等それ自体が記録媒体である場合も含まれる（同号かつこ書、青本 商2条参照）。ここで、電子カタログの一部のページは音の登録商標を発する仕様になっているため、指定商品「被服」の広告である電子カタログに登録商標が付されている状態である。したがって、甲の当該頒布行為は、商品に関する広告等に標章を付して頒布する行為に該当し（商2条3項8号）、標章の使用に該当する場合がある。よって、本枝は誤り。

3 ○ 知財高裁平成19年9月27日「東京メトロ事件」

裁判例では、無料紙は配布先の読者からは対価を得ていないが、記事とともに掲載される広告については広告主から広告料を得ていることから、この無料紙を商取引に供される商品に該当するといえることができると認定している。したがって、甲が登録商標イを付した雑誌を無償で配布していても、当該雑誌に掲載された広告から収入を得ているのであれば、その雑誌は商取引の目的たる商品に該当し、甲の当該配布行為は登録商標の使用に該当する場合がある。よって、本枝は正しい。

4 ○ 大阪地裁昭和62年8月26日「BOSS事件」

いわゆるノベルティ（販促品）は、独立して商取引の目的たり得るべき物とはいえない。ここで、甲が、録画済みビデオディスクの内容に関する記事を掲載した雑誌に登録商標ロを付して無償で配布する行為においては、商取引の目的物は録画済みビデオディスクであり雑誌自体ではないと解されるため、当該使用行為は登録商標ロの指定商品「雑誌」についての使用に該当しない場合がある。よって、本枝は正しい。

5 ○ 商2条3項7号

ダウンロードできないオンラインでの電子出版物の提供はサービスとして扱われている（青本 商2条参照）。したがって、登録商標ハを付した電子出版物をダウンロードさせずにオンライン上で有償提供する甲の行為は、商品についての商標の使用ではなく、役務についての商標の使用となるため、指定商品を「電子出版物」とする登録商標ハの使用には該当しない。よって、本枝は正しい。

【商標】 3

地域団体商標に関し、次の（イ）～（ホ）のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- （イ） 地域の名称及び自己の業務に係る商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、地域団体商標として商標登録を受ける場合を除き、商標登録を受けることができる場合はない。
- （ロ） 地域の名称、自己の業務に係る商品の普通名称、及び「名産」の語を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、地域団体商標として商標登録を受けることができる場合がある。
- （ハ） 地域の名称及び「塗」の語を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、地域団体商標として商標登録を受けることができる場合がある。
- （ニ） 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「GI法」という。）第6条の登録に係るGI法第2条第2項に規定する特定農林水産物等についての名称の表示であって、同条第3項に規定する表示（地理的表示）は、地域団体商標として登録を受けることができる場合がある。
- （ホ） 地域団体商標として出願された商標が使用をされた結果、査定時において、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されていても、出願時において需要者の間に広く認識されていなければ、商標登録を受けることができない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔商標3〕 正解 3**(イ) × 商3条1項3号、同条2項**

地域の名称及び自己の業務に係る商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、原則として3条1項3号に該当し、商標登録を受けることができない。しかし、3条2項の著名性等の要件を満たせば、地域団体商標として登録を受けることができない場合であっても、商標登録を受けることができる場合はある。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ 商7条の2第1項3号、商標審査基準 第7 7条の2 二

「地域の名称及び自己若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務の普通名称又はこれらを表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字並びに商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字であって、普通に用いられる方法で表示するもののみからなる商標」は、商7条の2第1項柱書の要件を満たせば、地域団体商標の商標登録を受けることができる（商7条の2第1項3号）。ここで、「商品の産地又は役務の提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字」とは、「特産」、「名産」、「名物」等が該当する（商標審査基準 第7 7条の2 二）。したがって、本枝に記載された商標は、地域団体商標として商標登録を受けることができる場合がある。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ 商7条の2第1項2号、商標審査基準 第7 7条の2 二

「地域の名称及び自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標」は、商7条の2第1項柱書の要件を満たせば、地域団体商標の商標登録を受けることができる（商7条の2第1項2号）。ここで、「商品又は役務を表示するものとして慣用されている名称」の例として、「塗」が商標審査基準に挙げられている（商標審査基準 第7 7条の2 二）。したがって、本枝に記載された商標は、地域団体商標として商標登録を受けることができる場合がある。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ 商7条の2、地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q&A

地域団体商標とGI法に規定する地理的表示について、排他的にしか登録を受けることができない旨の規定はなく、要件を満たせば両者を重ねて登録を受けることは可能である（地域団体商標と地理的表示（GI）の活用Q&A）。よって、本枝は正しい。

(ホ) × 商7条の2

地域団体商標として出願された商標の周知性についての判断時期は、原則どおり査定時であり、出願時にも周知性の要件を満たしていなければならないとする規定はない。したがって、査定時において周知性の要件を満たしていれば商標登録を受けることができる。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ハ）、（ニ）の3つなので、正解は3。

【商標】 4

商標登録出願手続等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 防護標章登録出願に係る願書において、防護標章登録を受けようとする旨の表示が明確であると認められ、かつ、防護標章登録出願人を特定できる程度に明確な氏名の記載、防護標章登録を受けようとする標章の記載、及び指定商品の記載があれば、防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がなくても、防護標章登録出願に係る願書を提出した日が防護標章登録出願の日として認定される。
- 2 パリ条約の同盟国の領域内でその政府等が開設する国際的な博覧会に出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をする場合、その商標登録出願がその出品の時にしたものとみなされるためには、商標法第9条第2項により商標登録出願の日から30日以内に所定の証明書を提出しなければならないが、当該証明書を提出できないことについてその責めに帰することができない理由が存在しない場合であっても、当該期間経過後2月以内であれば、当該証明書を提出することができる。
- 3 パリ条約の同盟国の領域内でその政府等が開設する国際的な博覧会に出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をし、その出品の時にしたものとみなされた当該商標登録出願が、団体商標の商標登録出願に変更された場合、もとの商標登録出願について提出された書面又は書類であって、商標法第9条第2項の規定により提出しなければならないものは、団体商標への出願変更と同時に提出されたものとみなされる。
- 4 日本国民が日本国以外の商標法条約の締約国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第4条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができるが、当該優先権の主張をした者は、いわゆる優先権証明書を、原則として、当該商標登録出願の日から3月以内に特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 商標登録出願が審査に係属している場合であっても当該商標登録出願について商標法第76条第2項の規定により納付すべき手数料が納付されていない場合は、2以上の商品を指定商品とする商標登録出願の一部を1の新たな商標登録出願とすることはできない。

〔商標4〕 正解 1**1 × 商 68 条 1 項で読み替え準用する商 5 条の 2 第 1 項 5 号**

防護標章登録出願に係る願書に関し商 68 条 1 項にて準用条文を規定しているが、商 5 条の 2 第 1 項 4 号については読み替えて第 5 号を規定し、出願日の認定がされることに対する除外要件として防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないときを挙げている。したがって、防護標章登録出願に係る商標登録の登録番号の記載がないと防護標章登録出願に係る願書を提出した日が防護標章登録出願の日として認定されない。よって、本枝は誤り。

2 ○ 商 9 条 3 項、商標法施行規則 6 条の 2 第 2 項

商 9 条 3 項では、同条 2 項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であっても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる旨を規定している。この経済産業省令で定める期間は、2 月である（商標法施行規則 6 条の 2 第 2 項）。また、この場合に不責事由等は問われない。したがって、本枝の内容は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

3 ○ 商 11 条 3 項、商 11 条 6 項で準用する商 10 条 3 項

商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願に変更することができ（商 11 条 3 項）、この場合、商 10 条 3 項の書面又は書類の提出擬制の規定が準用されている（商 11 条 6 項）。したがって、本枝の内容は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

4 ○ 商 9 条の 3、商 13 条 1 項で準用する特 43 条 2 項

日本国民が日本国以外の商標法条約の締約国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第 4 条の規定の例により、商標登録出願について、これを主張することができるが（商 9 条の 3）、この場合、特 43 条 2 項に定められているいわゆる優先権証明書の提出期間が「商標登録出願の日から 3 月以内」と読み替えられている。したがって、本枝の内容は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

5 ○ 商 10 条 1 項

「商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に係属している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であって、かつ、当該商標登録出願について商 76 条第 2 項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、2 以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を一又は二以上の新たな商標登録出願とすることができる。」（商 10 条 1 項）。本枝の内容は条文の内容に則したものである。よって、本枝は正しい。

【商標】 5

商標権の効力等に関し、次の（イ）～（ホ）のうち、誤っているものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- （イ） 商標権者は、自己の商標権に係る指定商品に類似する商品について登録商標を使用できない場合がある。
- （ロ） 登録商標が、査定時は指定商品についての普通名称ではなかったものの、その後当該指定商品の普通名称となった場合、他人が当該指定商品について当該登録商標を普通に用いられる方法で表示する行為をしても、当該登録商標に係る商標権の効力は当該行為には及ばない。
- （ハ） 商標権の効力は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「GI法」という。）第3条第1項の規定によりGI法第6条の登録に係るGI法第2条第2項に規定する特定農林水産物等又はその包装に同条第3項に規定する表示（地理的表示）を付する行為に及ぶ場合がある。
- （ニ） 防護標章登録に基づく権利の効力は、登録防護標章に類似する標章であって、色彩を当該登録防護標章と同一にするものとするれば当該登録防護標章と同一の標章であると認められる標章を、当該防護標章登録に係る指定商品又は指定役務について使用する行為に及ばない場合がある。
- （ホ） 防護標章登録に基づく権利の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔商標5〕 正解 5**（イ）○ 商25条、商37条**

「商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。」が（商25条）、自己の商標権に係る指定商品に類似する商品、いわゆる禁止権の範囲にある商品については、ここには含まれない。禁止権の範囲については、商37条1号の規定によって、他人が自己の商標権のうちの類似範囲の商標の使用することを禁止し又は排除する権利をもつが、積極的にその部分を使用する法律上の保護はなんら与えられておらず、他人の商標権と相互に重なり合っている場合に使用をすれば権利侵害となるので（青本 商25条参照）、商標権者といえども自己の登録商標を使用できない場合がある。よって、本枝は正しい。

（ロ）○ 商26条1項2号

「商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。」一方（商25条）、指定商品の普通名称を普通に用いられる方法で表示する商標には、商標権の効力は及ばない（商26条1項2号）。本枝の場合のように、後発的に登録商標が普通名称等になった場合には商標権の効力が制限される。よって、本枝は正しい。

（ハ）○ 商26条3項1号、同項柱書ただし書

本枝に記載されたような表示を付する行為には、原則として商標権の効力は及ばない（商26条3項1号）。ただし、その行為が不正競争の目的でされない場合に限る（同項柱書ただし書）。したがって、当該表示を付する行為にも商標権の効力が及ぶ場合がある。よって、本枝は正しい。

（ニ）○ 商70条2項・4項

所定の場合には、色彩の点を除外してみるとときには同一である商標はすべて登録商標に含まれるものとし（青本 商70条1項参照）、登録防護標章についても同様の規定が置かれているので（商70条2項）、原則として本枝にあるような色違いの登録防護標章の使用に対しては防護標章登録に基づく権利の効力が及ぶ（商67条1号）。しかし、登録商標が色彩のみからなる登録商標については、これらの規定は適用されない（商70条4項）。したがって、本枝のような標章を使用する行為に防護標章登録に基づく権利の効力が及ばない場合がある。よって、本枝は正しい。

（ホ）○ 商68条3項で準用する商28条

商68条3項において、防護標章登録に基づく権利について、判定についての規定である商28条が準用されている。したがって、防護標章登録に基づく権利の効力については、特許庁に対し、判定を求めることができる。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものはないので、正解は5。

【商標】 6

商標権の侵害及び侵害訴訟等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権侵害訴訟において、原告たる商標権者は、被告の侵害行為を特定して主張する必要があるが、市場で販売されている被告の商品や被告が提供する役務についての登録商標と同一又は類似の標章の使用に関する被告の行為を特定すればよいので、いわゆる具体的態様の明示義務を被告に課す特許法第104条の2の規定は、商標法では準用されていない。
- (ロ) 商標権侵害訴訟において、登録商標に類似する標章を被告がその製造販売する商品につき商標として使用したが、当該登録商標に顧客吸引力が全く認められず、登録商標に類似する標章を使用することが被告の商品の売上げに全く寄与していないことが明らかとなるときは、得べかりし利益としての使用料相当額の損害が生じないと判断される場合がある。
- (ハ) いわゆるディスクリプションメタタグは、インターネット上に開設したウェブサイトの内容に関する説明を記載するものであり、検索サイトの検索で当該ウェブサイトがヒットした場合、その検索結果画面に、当該ウェブサイトに関して当該ディスクリプションメタタグどおりの説明が表示され、その内容が需要者に視認されるが、ディスクリプションメタタグ自体は、ウェブサイトのhtmlファイル上のコードの記載であって、ブラウザの表示からソース表示機能をクリックするなど、需要者が意識的に所定の操作をしない限り視認できないものである。そのため、当該ディスクリプションメタタグに自己のウェブサイトの内容に関する説明として他人の登録商標を記載し、検索サイトの検索結果画面に当該自己のウェブサイトの説明として当該他人の登録商標を表示させる行為をしても、当該行為が商標権の侵害を構成する場合はない。
- (ニ) 商標権者が故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者が受けた損害の額とすることができる場合はない。
- (ホ) 商標権侵害訴訟において、被告は、原告の商標権に係る登録商標が、当該商標権に係る商標登録の出願の日前の商標登録出願に係る他人の登録商標に類似する商標であって、その他人の商標登録に係る指定商品又は指定役務について使用をする商標であるために、原告の商標登録が無効理由を有する場合であり、かつ当該無効を主張することが商標権侵害訴訟の審理を不当に遅延させることを目的とするものでない場合であっても、当該無効の抗弁を主張することが許されない場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ

4 4つ

5 なし

〔商標6〕 正解 2**（イ）× 商39条で準用する特104条の2**

商39条において特104条の2が準用されている。よって、本枝は誤り。

（ロ）○ 最判平成9年3月11日「小僧寿し事件」

いわゆる小僧寿し事件では、「登録商標に類似する標章を第三者がその製造販売する商品につき商標として使用した場合であっても、当該登録商標に顧客吸引力が全く認められず、登録商標に類似する標章を使用することが第三者の商品の売上げに全く寄与していないことが明らかなきは、得べかりし利益としての実施料相当額の損害も生じていない」と判示する。したがって、本枝で示すように、得べかりし利益としての使用料相当額の損害も生じていないと判断される場合がある。よって、本枝は正しい。

（ハ）× 大阪地裁平成29年1月19日「バイクリフター事件」

裁判例では、「一般に事業者がその商品又は役務に関してインターネット上にウェブサイトを開設した際のページの表示は、その商品又は役務に関する広告であるということが出来るから、インターネットの検索サイトの検索結果画面において表示される当該ページの説明についても、同様に、その商品又は役務に関する広告であるというべきである。そして、これが表示されるようにhtmlファイルにディスクリプションメタタグないしタイトルタグを記載することは、商品又は役務に関するウェブサイトが検索サイトの検索にヒットした場合に、その検索結果画面にそれらのディスクリプションメタタグないしタイトルタグを表示させ、ユーザーにそれらを視認させるに至るものであるから、商2条3項8号所定の商品又は役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する使用行為に当たるというべきである。」と判示している。したがって、本枝のように他人の登録商標を表示させる行為を行うと、商標権の侵害を構成する場合がある。よって、本枝は誤り。

（ニ）× 商38条5項

商38条5項では、商標権者が故意又は過失により自己の商標権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その侵害が指定商品又は指定役務についての登録商標の使用によるものであるときは、その商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を、商標権者が受けた損害の額とすることができる旨規定する（商38条5項）。よって、本枝は誤り。

（ホ）○ 商4条1項11号、商47条1項、準特104条の3、（参考：エマックス事件）

商47条1項では、その商標登録についての商標登録無効審判は、商標登録が商4条1項11号その他所定の無効理由を有するものであっても、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、請求することができない旨を規定する。この、いわゆる除斥期間が経過して無効審判を請求する権利が消滅した後は、商標権侵害訴訟においてもその無効理由に基づく無効の抗弁（準特104条の3）は認められないと解される（参考：エマックス事件）。したがって、本枝のように商4条1項11号の無効理由を有する商標登録であり、当該無効理由を主張することが侵害訴訟の審理を不当に遅延させることを目的とするものでない場合であっても、既に商標登録から5年が経過していた場合には、当該無効の抗弁を主張することが許されない場合がある。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ロ）、（ホ）の2つなので、正解は2。

【商標】 7

商標権の移転、分割、更新登録申請等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権が分割移転された結果、類似の商品について使用をする同一の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る通常使用権者の指定商品についての登録商標の使用により他の登録商標に係る通常使用権者の業務上の利益（当該他の登録商標の使用をしている指定商品に係るものに限る。）が害されるおそれのあるときは、当該他の登録商標に係る通常使用権者は、当該一の登録商標に係る通常使用権者に対し、当該使用について、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。
- 2 商標権の分割は、その指定商品が2以上あるときは、指定商品ごとにすることができる。ところ、商標権の消滅後にその商標登録を無効にすることについて審判の請求があつて、その事件が訴訟に係属している場合であっても、審判又は再審のいずれかに係属しているわけではないので、商標権の分割をすることはできない。
- 3 商標権の存続期間の満了の日の経過後6月以内に更新登録の申請がされず、商標権が存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされた場合において、当該商標権の原商標権者は、商標権の存続期間の満了の日の経過後12月（期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たる場合を除く。）を経過しても、更新登録の申請をすることができる場合がある。
- 4 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をする者は、防護標章登録に基づく権利の存続期間の満了の日までにその出願ができなかったことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その出願をすることができる。ところ、出願人が病気で入院したことにより手続期間を徒過したことは「正当な理由」に該当する場合があるが、出願人の使用していた期間管理システムのプログラムに出願人が発見不可能な不備があったことにより手続期間を徒過したことは、「正当な理由」に該当する場合がない。
- 5 商標権の存続期間の更新登録の申請と同時に納付すべき登録料は、原則として、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に納付しなければならないところ、当該登録料が分割して納付された場合における後期分割更新登録料は、当該更新登録後の存続期間の満了前5年までであれば、いつでも納付することができる。

〔商標 7〕 正解 5**1 × 商 24 条の 4**

商 24 条の 4 は商標権の移転に係る混同防止表示請求について規定する。ここで、「混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる」者は「商標権者又は専用使用権者」であり、通常使用権者は含まれていない。したがって、通常使用権者は当該請求をすることができない。よって、本枝は誤り。

2 × 商 24 条 1 項・2 項

商標権の分割は、その指定商品が 2 以上あるときは、指定商品ごとにすることができ（商 24 条 1 項）、商標権の消滅後においても、その商標登録の無効の審判の請求があったときは、その事件が「審判、再審又は訴訟に係属している場合に限り」商標権を分割することができる（同条 2 項）。したがって、その事件が訴訟に係属していれば商標権の分割をすることができる。よって、本枝は誤り。

3 × 商 20 条 3 項・4 項、商 21 条 1 項、商施規 10 条 2 項・3 項

商標権の存続期間の更新登録の申請ができる期間内に更新登録の申請ができなかった場合でも、その経過の経過後 6 月以内であれば更新登録の申請をすることができるが（商 20 条 3 項、商施規 10 条 2 項）、この 6 月の期間内にその申請をしないときは、商標権は存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされる（商 20 条 4 項）。ただし、この 6 月以内に申請ができなかったことについて正当な理由がある場合には、さらに 6 月以内に限り、その申請をすることができる（商 21 条 1 項、商施規 10 条 3 項）。したがって、更新登録の申請ができる期間は、最長で存続期間の満了の日の経過後 12 月であり、これを経過した場合には更新登録の申請をすることができない。よって、本枝は誤り。

4 × 青本 特 36 条の 2

「正当な理由」について、青本に「出願人の使用していた期間管理システムのプログラムに出願人が発見不可能な不備があったことにより手続期間を徒過した場合等が「正当な理由」があるときにあたる可能性が高いと言えよう。」という記載がある（青本 特 36 条の 2 参照）。したがって、このような事情が正当な理由に該当する場合はある。よって、本枝は誤り。

5 ○ 商 20 条 2 項、商 41 条 5 項、商 41 条の 2 第 7 項

商標権の存続期間の更新登録の申請と同時に納付すべき登録料は、原則として、商標権の存続期間の満了前 6 月から満了の日までの間に納付しなければならない（商 20 条 2 項、商 41 条 5 項）。一方、商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料を分割して納付することができる（商 41 条の 2 第 7 項）。この場合においては、後期分割更新登録料は「商標権の存続期間の満了前 5 年までに納付しなければならない」（同項）が、始期に関する規定はない。したがって、後期分割更新登録料は、更新登録後の存続期間の満了前 5 年までであれば、いつでも納付することができる。よって、本枝は正しい。

【商標】 8

商標の登録異議の申立てに関し、次の（イ）～（ホ）のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- （イ） 在外者が登録異議の申立てをする場合は、当該申立ては、商標掲載公報の発行の日から2月（期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日に当たる場合を除く。）を経過してもできる場合がある。
- （ロ） 登録異議の申立てにおいては、商標法第43条の2に規定する期間の経過後30日を経過するまでであれば、登録異議の申立てに係る商標登録の表示についてその要旨を変更する補正をすることができる。
- （ハ） 登録異議申立書に記載された登録異議申立人の住所が不明瞭であるとして、その補正をすべきことを命じられた者が、指定した期間内にその補正をしないときは、審判長は決定をもってその手続を却下することができ、その決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- （ニ） 登録異議の申立ての手続において、審判長が商標登録の取消しの理由を通知した後であっても、商標権者が意見書を提出したときは、当該申立ては取り下げることができる。
- （ホ） 特許庁長官は、登録異議の申立てについての決定があったときは、審理に参加を申請してその申請を拒否された者に対しても、決定の謄本を送達しなければならない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔商標8〕 正解 1**(イ) × 商43条の2**

何人も、商標掲載公報の発行の日から2月以内に限り、特許庁長官に、商標登録についての登録異議の申立てをすることができる（商標法43条の2）。ここで、在外者に関する例外規定はない。したがって、在外者といえども、登録異議の申立てをすることができる期間は2月である。よって、本枝は誤り。

(ロ) × 商43条の4第1項・第2項

登録異議の申立てにおいては、商43条の2に規定する期間の経過後30日を経過するまでであれば、「登録異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示」についてはその要旨を変更する補正をすることができる（商43条の4第1項3号・同条2項）、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」についてその要旨を変更する補正をすることができる旨は規定されていない。よって、本枝は誤り。

(ハ) × 商43条の15第1項で準用する特133条、商63条1項

審判長は、登録異議申立書が特131条の規定に違反しているときは、異議申立人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならず（準特133条1項）、その補正をすべきことを命じた者が指定した期間内にその補正をしないときは、決定をもってその手続を却下することができる（準特133条3項）。ここで、登録異議申立書の却下の決定に不服があるときは東京高等裁判所へ出訴することができ、その決定に対しては、不服を申し立てることができる（商63条1項）。よって、本枝は誤り。

(ニ) × 商43条の11第1項、商43条の12

登録異議の申立ては、商43条の12の規定による取消理由の通知があつた後は、取り下げることができない（商43条の11第1項）。取消理由を通知する場合、意見書を提出する機会が与えられるが（商43条の12）、意見書を提出した場合には登録異議の申立てを取り下げることができる旨の規定もない。よって、本枝は誤り。

(ホ) ○ 商43条の13第2項

特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を商標権者、登録異議申立人、参加人及び登録異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない（商43条の13第2項）。本枝の内容は条文に則したものである。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、（ホ）の1つなので、正解は1。

【商標】 9

商標の審判等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標法第53条の2の審判（代理人等の不正登録による商標登録の取消しの審判）において、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する。
- 2 商標登録が条約に違反してされたとき、及び商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたときは、いずれも登録異議の申立ての理由及び商標登録の無効の審判の請求の理由となる。
- 3 商標登録の無効の審判においては、請求の理由の要旨を変更する補正は一切認められない。
- 4 拒絶査定に対する審判において、当該審判の請求を理由があるとする場合であって、政令で定める期間内に原査定の理由と異なる拒絶の理由を発見しないときは、商標登録をすべき旨の審決をしなければならないが、さらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りでない。
- 5 商標権が移転された結果、類似の商品について使用をする類似の登録商標に係る商標権が異なった商標権者に属することとなった場合において、その一の登録商標に係る商標権者が不正競争の目的で指定商品についての登録商標の使用であって他の登録商標に係る通常使用権者の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、その商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるが、当該使用の事実がなくなった日から5年を経過した後は、請求することができない。

〔商標 9〕 正解 2**1 ○ 商 54 条 1 項**

「商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する（商 54 条 1 項）。商 53 条の 2 の審判（代理人等の不正登録による商標登録の取消しの審判）については、この条文が適用される。よって、本枝は正しい。

2 × 商 43 条の 2 第 2 号、商 46 条 1 項 2 号・4 号

商標登録が条約に違反してされたときは、登録異議の申立ての理由及び商標登録の無効の審判の請求の理由となる（商 43 条の 2 第 2 号、商 46 条 1 項 2 号）。一方、商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたときは商標登録の無効の審判の請求の理由となるが（商 46 条 1 項 4 号）、登録異議の申立ての理由とはなっていない。登録後の異議申立制度は、商標登録に対する信頼を高めるという公益的な目標を達成するためのものであり、無効審判制度のように当事者間の争いを解決することを目的とするものではないからである。よって、本枝は誤り。

3 ○ 商 56 条 1 項で読み替え準用する特 131 条の 2 第 1 項第 1 号

商 56 条 1 項において、特 131 条の 2 第 1 項第 1 号を「特許無効審判以外の審判を請求する場合における特 131 条 1 項 3 号に掲げる請求の理由」とあるのは「商 46 条 1 項の審判以外の審判を請求する場合における商 56 条 1 項において準用する特 131 条 1 項 3 号に掲げる請求の理由」と読み替えている。また、特 131 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号は準用から除かれている。したがって、商標登録の無効の審判においては、請求の理由の要旨を変更する補正が認められる場合はない。よって、本枝は正しい。

4 ○ 商 55 条の 2 第 2 項、商 16 条

商 16 条（商標登録の査定）の規定を、商 55 条の 2 第 2 項において商標登録の無効の審判の請求に理由がある場合に準用しているが、同項ただし書で「さらに審査に付すべき旨の審決をするときは、この限りではない。」とされている。したがって、本枝の内容は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

5 ○ 商 52 条の 2 第 1 項・第 2 項、商 52 条

本枝における審判は商 52 条の 2 に規定する取消審判であるが（商 52 条の 2 第 1 項）、同条第 2 項において商 52 条の除斥期間の条文を準用しており、使用の事実がなくなった日から 5 年を経過した後は、当該取消審判を請求することができない。したがって、本枝の内容は条文に則した内容である。よって、本枝は正しい。

【商標】 10

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、正しいものはどれか。

- 1 国際登録に基づく商標権の商標権者は、その商標権について専用使用権者があるときは、当該専用使用権者の承諾を得なければ、当該商標権を放棄することができない。
- 2 日本国を指定する国際商標登録出願において、商標法第68条の9第2項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項については、事件が審査に係属している場合であっても拒絶の理由が通知された後でなければ、補正をすることができない。
- 3 国際登録に基づく商標権は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日に、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものと推定される。
- 4 国際登録に基づく商標権が信託により変更されたときは、商標原簿に登録しなければ、その効力を生じない。
- 5 マドリッド協定の議定書において、本国官庁は、国際登録の名義人及びその代理人がある場合には当該代理人に対し、国際登録の存続期間が満了する6月前に非公式の通報を行うことにより、当該存続期間が満了する正確な日付について注意を喚起する旨が規定されている。

〔商標10〕 正解 4**1 × 商 68 条の 25 第 1 項・第 2 項、商 34 条の 2**

商 34 条の 2 では、商標権者は専用使用権者等があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄することができる旨を規定している。一方、国際登録に基づく商標権についても、放棄することができるが（商 68 条の 25 第 1 項）、商 34 条の 2 の規定は適用されない（同条 2 項）。したがって、国際登録に基づく商標権の商標権者は、その商標権について専用使用権者があるときであっても、当該専用使用権者の承諾を得ずに当該商標権を放棄することができる。よって、本枝は誤り。

2 × 商 68 条の 28 第 2 項、商 68 条の 40

国際商標登録出願については、「商 68 条の 9 第 2 項の規定により商標の詳細な説明とみなされた事項を除き」商 68 条の 40 の規定は適用しない旨を定めている（商 68 条の 28 第 2 項）。したがって、商標の詳細な説明とみなされた事項については商 68 条の 40 の規定の適用があり、拒絶理由通知の有無にかかわらず、通常の商標登録出願と同様にその補正をすることができる。よって、本枝は誤り。

3 × 商 68 条の 20 第 2 項

国際登録に基づく商標権は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものと「みなす」旨が規定されており（商 68 条の 20 第 2 項）、消滅したものと「推定される」わけではない。この効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる（同条 3 項）。よって、本枝は誤り。

4 ○ 商 68 条の 27 第 1 項、商 71 条 1 項 1 号、商 68 条の 26 第 1 項

国際登録に基づく商標権についての商 71 条 1 項 1 号の適用については、「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」を「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」と読み替えている（商 68 条の 27 第 1 項）。したがって、「信託による変更」は商標原簿への登録事項であり、また、登録しなければその効力は生じない（商 68 条の 26 第 1 項）。よって、本枝は正しい。

5 × 議定書 7 条(3)

「国際事務局は」、国際登録の名義人及びその代理人がある場合には当該代理人に対し、国際登録の存続期間が満了する 6 月前に非公式の通報を行うことにより、当該存続期間が満了する正確な日付について注意を喚起する（議定書 7 条(3)）。注意喚起するのは「本国官庁」ではない。よって、本枝は誤り。

【条約】 1

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際調査は、国際出願の請求の範囲に記載されている発明に関し、関連のある先行技術を発見することを目的として行われるが、関連のある先行技術とは、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの及び進歩性を有するものと認められるかどうか決定するにあたって役立ち得るすべてのものをいい、口頭により開示されているものを含む。
- 2 国際調査機関は、国際調査報告を作成する場合は、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を有するかどうかについて及び国際出願が当該国際調査機関の点検した範囲内で条約及び規則に定める要件を満たしているかどうかについて、書面による見解を作成するが、国際調査報告を作成しない場合は、書面による見解を作成しない。
- 3 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払を求めるが、必要な追加手数料が所定の期間内に支払われない場合には、全ての請求項について国際調査報告を作成しない。
- 4 国際出願の願書、明細書、請求の範囲及び要約には、図を記載してはならない。
- 5 国際出願が国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、出願人は、受理官庁が国際出願を受理した日から1月以内に、その受理官庁に対して、当該国際調査機関が認める言語による翻訳文を提出しなければならないが、その言語は必ずしも国際公開の言語である必要はない。

〔条約 1〕 正解 4**1 × PCT15 条(2)・(3)、PCT 規則 33.1(a)**

国際調査は、関連ある先行技術を発見することを目的とし（PCT15 条(2)）、請求の範囲に基づいて行なう（同条(3)）。ここで、関連ある先行技術とは、世界のいずれかの場所において書面による開示によって公衆が利用されることができるようになっており、かつ、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの及び進歩性を有するものと認められるかどうかを決定するにあたって役立ち得るすべてのものをいう（PCT 規則 33.1(a)）。しかし、本枝では「口頭により開示されているものを含む」としている。よって、本枝は誤り。

2 × PCT 規則 43 の 2.1(a)、PCT17 条(2) (a)

国際調査機関は、国際調査報告又は第17条(2)(a)の宣言の作成と同時に、書面による見解を作成する（PCT規則43の2.1(a)）。その内容は、PCT規則43の2.1(a)(i)・(ii)に規定されており、本枝前段の内容と同じなので、前段は正しい。ここで、第17条(2)(a)の宣言をする場合には、国際調査報告は作成しない（PCT17条(2)(a)）。しかし、本枝後段で、「国際調査報告を作成しない場合には、書面による見解を作成しない」としている。したがって、後段は誤り。よって、本枝は誤り。

3 × PCT17 条(3) (a)

国際調査機関は発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払いを求め、主発明に係る部分及び、追加手数料が所定の期間内に支払われた場合には、追加手数料が支払われた発明に係る部分について国際調査報告を作成する（PCT17 条(3)(a)）。つまり、追加手数料が支払われない場合は、主発明の部分についてのみ国際調査報告が作成される。しかし、本枝では「全ての請求項について国際調査報告を作成しない」としている。よって、本枝は誤り。

4 ○ PCT 規則 11.10(a)

願書、明細書、請求の範囲及び要約には、図を記載してはならない（PCT 規則 11.10(a)）。よって、本枝は正しい。

5 × PCT 規則 12.3(a)

国際出願が国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、出願人は、受理官庁が国際出願を受理した日から 1 か月以内に、当該受理官庁に (i) (ii) (iii) のすべてを満たす言語による翻訳文を提出する（PCT規則12.3(a)）とされており、(ii)には国際公開の言語が規定されている。しかし、本枝では「必ずしも国際公開の言語である必要はない」としている。よって、本枝は誤り。

【条約】 2

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項が願書に表示されていないことは、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。
- 2 締約国の国内法令で特段の定めがあり、かつ一定の条件を満たす場合を除き、国際出願の願書の提出は、国際出願日に条約に拘束される全ての締約国の指定を構成する。
- 3 出願人は、国際調査報告を国際調査機関から受け取った後、国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から2月の期間又は優先日から16月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に国際調査機関に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について1回に限り補正することができる。
- 4 国際事務局は、所定の場合を除くほか、国際出願の優先日から18月を経過した後速やかに国際出願の国際公開を行うが、出願人は上記期間の満了前であっても国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができる。
- 5 国際調査機関は、図面中のいずれの図も要約の理解に役立たないと認めた場合には、国際事務局にその旨を通知するが、この場合、国際事務局による要約の公表にいかなる図も掲載されない。

〔条約2〕 正解 3**1 ○ PCT 4 条(4) 第 1 文**

発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項が願書に表示されていないことは、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない（PCT 4 条(4) 第 1 文）。よって、本枝は正しい。

2 ○ PCT 規則 4.9(a) (i) ・ (b)

願書の提出は、国際出願日に条約に拘束されるすべての締約国の指定を構成する（PCT 規則 4.9(a) (i)）。そして、同(b)で、締約国の国内法令が特段の定めを定めている場合、かつ、一定の条件を満たす場合の同(a) (i) の例外を規定している。よって、本枝は正しい。

3 × PCT19 条(1)、PCT 規則 46.1

出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内（PCT 規則 46.1）に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について一回に限り補正をすることができる（PCT19 条(1)）。しかし、本枝では「国際調査機関に」としている。よって、本枝は誤り。

4 ○ PCT21 条(2) (a) ・ (b)

国際出願の国際公開は、(b) 及び第 64 条(3) に定める場合を除くほか、国際出願の優先日から 18 か月を経過した後速やかに行う（PCT21 条(2) (a)）。したがって、前段は正しい。また、出願人は、(a) に定める期間の満了前のいずれの時においても国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができる（同(b)）ので、後段も正しい。よって、本枝は正しい。

5 ○ PCT 規則 8.2(b)

国際調査機関は、図面中のいずれの図も要約の理解に役立たないと認めた場合には、国際事務局にその旨を通知する。この場合には、国際事務局による要約の公表に、出願人が図を示している場合であっても、いかなる図も掲載しない（PCT 規則 8.2(b)）。よって、本枝は正しい。

【条約】 3

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 受理官庁は、国際予備審査の請求につき、国際予備審査機関と国際事務局との間の関係取決めに従い、国際予備審査を管轄することとなる 2 以上の国際予備審査機関を特定することができる。
- (ロ) 出願人は、優先日から30月を経過する時までに各選択官庁に対し、例外なく国際出願の写し及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払わなければならない。
- (ハ) 国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができる。
- (ニ) 出願人は、国際予備審査の請求又は選択国の選択のいずれか若しくはすべてを優先日から30月を経過する前にいつでも、取り下げることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔条約3〕 正解 2**(イ) ○ PCT32 条(2)**

受理官庁は国際予備審査の請求につき、国際予備審査期間と国際事務局との間の関係取り決めに従い、国際予備審査を管轄することとなる 1 又は 2 以上の国際予備審査機関を特定する (PCT32 条(2))。したがって、受理官庁は、当該取決めに従い、2 以上の国際予備審査機関を特定することができる。よって、本枝は正しい。

(ロ) × PCT39 条(1)(a)

出願人は、優先日から 30 か月を経過するときまでに各選択官庁に対し、国際出願の写し (第 20 条の送達がすでにされている場合を除く。) 及び所定の翻訳文の提出、該当する場合には、国内手数料を支払う (PCT39 条(1)(a))。かつこ書に例外があるが、本枝では「例外なく」としている。よって、本枝は誤り。

(ハ) × PCT42 条

国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができない (PCT42 条)。しかし、本枝は「要求することができる」としている。よって、本枝は誤り。

(ニ) ○ PCT 規則 90 の 2.4(a)

出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から 30 か月を経過する前にいつでも、取り下げることができる (PCT 規則 90 の 2.4(a))。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは、(イ)、(ニ) の 2 つなので、正解は 2。

【条約】 4

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であって特許協力条約第2章の規定に拘束される全締約国の選択を構成する。
- 2 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の提出の時に国際予備審査の請求書が既に管轄国際予備審査機関に提出されている場合がある。
- 3 自己が選択官庁とされた旨の通知は、特許協力条約第20条（指定官庁への送達）に規定する送達とともに当該選択官庁に送付される。
- 4 国際予備審査機関は、書面による見解又は国際予備審査報告の作成を開始した後に補正書、抗弁、又は明白な誤記の訂正を受理し、許可し、又は当該機関に対して通知された場合には、書面による見解又は国際予備審査報告のために当該補正書、抗弁、又は明白な誤記の訂正を考慮に入れなければならない。
- 5 国際予備審査機関は、出願人の請求に応じ、当該出願人に対し、国際予備審査報告に列記された文献であって国際調査報告には列記されていないものの写しを送付するが、当該出願人の請求は、当該国際予備審査報告に係る国際出願の国際出願日から7年の期間いつでも行うことができる。

〔条約 4〕 正解 4**1 ○ PCT 規則 53.7**

国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であって第 2 章の規定に拘束される全締約国の選択を構成する（PCT 規則 53.7）。よって、本枝は正しい。

2 ○ PCT 規則 46.1 第 1 文、PCT 規則 54 の 2.1(a)

PCT19 条の規定に基づく補正書は、①出願人への国際調査報告の送付の日から 2 か月又は②優先日から 16 か月のうちいずれか遅く満了する期間に提出できる（PCT 規則 46.1 第 1 文）。また、国際予備審査の請求は、①出願人への国際調査報告又は 17 条(2)(a)の宣言及び書面による見解の送付から 3 か月又は②優先日から 22 か月のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる（PCT 規則 54 の 2.1(a)）。当該 2 つの期間の始期が同じであるため、19 条補正の補正書提出時に既に国際予備審査請求書が提出されていることがあり得る。よって、本枝は正しい。

3 ○ PCT31 条(7)、PCT 規則 61.2(c)

各選択官庁は、自己が選択官庁とされた旨の通知を受ける（PCT31 条(7)）。当該通知は、国際事務局が行い（PCT 規則 61.2(a)）、20 条に規定する送達とともに選択官庁に送付する（PCT 規則 61.2(c)）。よって、本枝は正しい。

4 × PCT 規則 66.4 の 2

国際予備審査機関は、書面による見解又は国際予備審査報告の作成を開始した後に補正書、抗弁又は明白な誤記の訂正を受理し、許可し、又は当該機関に対して通知された場合には、書面による見解又は国際予備審査報告のために当該補正書等を考慮に入れることを必要としない（PCT 規則 66.4 の 2）。しかし、本枝では「考慮に入れなければならない」としている。よって、本枝は誤り。

5 ○ PCT36 条(4)で準用する PCT20 条(3)、PCT 規則 71.2(a)

国際予備審査機関は、選択官庁又は出願人の請求に応じ、規則の定めるところにより、当該選択官庁又は当該出願人に対し国際予備審査報告に列記された文献であって国際調査報告には列記されていないものの写しを送付する（PCT36 条(4)で準用する PCT20 条(3)）。したがって、前段は正しい。また、当該請求は、当該国際予備審査報告に係る国際出願の国際出願日から 7 年の期間いつでも行うことができる（PCT 規則 71.2(a)）ので、後段も正しい。よって、本枝は正しい。

【条約】 5

特許法に規定する国際特許出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 日本語特許出願の出願人は、特許協力条約第19条（１）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（１）の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。
- 2 日本語特許出願の出願人は、特許協力条約第34条（２）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（２）（b）の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。
- 3 外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第19条（１）の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間内に、国際出願日における請求の範囲の日本語による翻訳文に加えて、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文についても提出しなければならない。
- 4 外国語特許出願の出願人は、特許協力条約第34条（２）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条（２）（b）の規定に基づき提出された補正書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。
- 5 外国語特許出願の出願人は、国内公表があった後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。

〔条約5〕 正解 3**1 ○ 特 184 条の 7 第 1 項**

日本語特許出願の出願人は、条約 19 条 (1) の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条 (1) の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない（特 184 条の 7 第 1 項）。よって、本枝は正しい。

2 ○ 特 184 条の 8 第 1 項

国際特許出願の出願人は、条約 34 条 (2) (b) の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあっては同条 (2) (b) の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない（特 184 条の 8 第 1 項）。よって、本枝は正しい。

3 × 特 184 条の 4 第 1 項・2 項

外国語特許出願の出願人が条約 19 条 (1) の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間以内に提出する国際出願日における請求の範囲の日本語による翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる（特 184 条の 4 第 1 項・2 項）。しかし、本枝では「国際出願日における請求の範囲の日本語による翻訳文に加えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出しなければならない」としている。よって、本枝は誤り。

4 ○ 特 184 条の 8 第 1 項

国際特許出願の出願人は、条約 34 条 (2) (b) の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、外国語特許出願に係る補正にあっては同条 (2) (b) の規定に基づき提出された補正書の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない（特 184 条の 8 第 1 項）。よって、本枝は正しい。

5 ○ 特 184 条の 10 第 1 項

国際特許出願の出願人は、外国語特許出願については国内公表があった後に、国際特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施したものに対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求できる（特 184 条の 10 第 1 項）。よって、本枝は正しい。

【条約】 6

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際出願には、パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国についてされた1又は2以上の先の出願に基づく優先権をパリ条約第4条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができる。
- 2 国際出願が国際事務局に対して直接にされる場合には、当該国際出願に出願日の延期を要する所定の不備がある場合を除くほか、出願日は、国際事務局が当該国際出願を受理した日とする。
- 3 国際事務局は、公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する。
- 4 国際事務局は、国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更を国際登録簿に記録する。ただし、新権利者が国際出願をする資格を有する場合に限る。
- 5 国際出願には、いずれの締約国を指定する場合でも、出願の対象である意匠の作者の特定に関する表示を必ず含めなければならない。

〔条約6〕 正解 5**1 ○ ジュネーブ改正協定 6 条 (1) (a)**

国際出願には、パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国において又はこれらの国についてされた 1 又は 2 以上の先の出願に基づく優先権をパリ条約 4 条の規定に基づいて主張する申立てを含めることができる（ジュネーブ改正協定 6 条 (1) (a)）。よって、本枝は正しい。

2 ○ ジュネーブ改正協定 9 条 (1) ・ (3)

国際出願が国際事務局に対して直接される場合には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、出願日は、国際事務局が当該国際出願を受理した日とする（ジュネーブ改正協定 9 条 (1)）。ここで、(3)の規定が適用される場合とは、当該国際出願に出願日の延期を要する所定の不備がある場合をいう（同条 (3)）。よって、本枝は正しい。

3 ○ ジュネーブ改正協定 10 条 (3) (b)

国際事務局は、公表された国際登録の写しを指定官庁に送付する（ジュネーブ改正協定 10 条 (3) (b)）。よって、本枝は正しい。

4 ○ ジュネーブ改正協定 16 条 (1) (i)

ジュネーブ改正協定 16 条 (1) には、国際事務局が国際登録簿に記録する事項が規定されており、同 (i) に、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についての国際登録の所有権の変更が規定されている。また、同ただし書において、新権利者が国際出願をする資格を有する場合に限ると規定されている。よって、本枝は正しい。

5 × ジュネーブ改正協定 5 条 (2) (a) ・ (b) (i)

ジュネーブ改正協定 5 条 (2) (a) において、国際出願について自国の法令に基づいて出願日が認められるためには、同 (b) に規定する要素のいずれかを含むことをこの改正協定の締約国となるときに要求することができ、宣言により、当該要素について事務局長に通告することができる旨規定している。ここで、出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示は同 (b) (i) に規定されている。したがって、国際出願について出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示は、事務局長に通告をした締約国を指定する場合に含まなければならない。しかし、本枝では「いずれの締約国を指定する場合でも、出願の対象である意匠の創作者の特定に関する表示を必ず含まなければならない」としている。よって、本枝は誤り。

【条約】 7

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) パリ条約における工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉）についても用いられ、この条約が適用される国は、工業所有権の保護のための同盟を形成する。
- (ロ) 各同盟国の国民は、他のすべての同盟国において、工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任について、パリ条約におけるいわゆる内国民待遇の原則による利益を享受する。
- (ハ) 特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由として、特許を拒絶し又は無効とすることを、各同盟国の法令において定めることができる。
- (ニ) いかなる場合にも、商品について使用される商標が登録されることについて、その商品の性質は妨げとはならない。
- (ホ) 同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔条約 7〕 正解 2**(イ) ○ パリ 1 条(3)・(1)**

工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品（例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、ビール、花、穀粉）についても用いられる（パリ 1 条(3)）。したがって、前段は正しい。また、この条約が適用される国は工業所有権の保護のための同盟を形成するので（同条(1)）、後段も正しい。よって、本枝は正しい。

(ロ) × パリ 2 条(3)

司法上及び行政上の手続ならびに裁判管轄権については、工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、各同盟国の法令の定めるところによる（パリ 2 条(3)）。つまり、列挙されている手続等の条件については内国民待遇の原則とは関係のないことであるとして、国内法令で特別に規定することが許容されている（『特許関係条約』P46）。したがって、工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任について、内国民待遇の原則は及ばない。よって、本枝は誤り。

(ハ) × パリ 4 条の 4

特許の対象である物の販売又は特許の対象である方法によって生産される物の販売が国内法令上の制限を受けることを理由としては、特許を拒絶し又は無効とすることができない（パリ 4 条の 4）。しかし、本枝では「特許を拒絶し又は無効にすることを、各同盟国の法令において定めることができる」としている。よって、本枝は誤り。

(ニ) ○ パリ 7 条

いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない（パリ 7 条）。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ パリ 6 条の 6

同盟国は、サービス・マークを保護することを約束する。同盟国は、サービス・マークの登録について規定を設けることを要しない（パリ 6 条の 6）。よって、本枝は正しい。

したがって、誤っているものは、（ロ）、（ハ）の 2 つなので、正解は 2。

【条約】 8

パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）について、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 保護が要求される国の国内法令により商標の共有者と認められる 2 以上の工業上又は商業上の営業所が同一又は類似の商品について同一の商標を同時に使用しても、その使用が公共の利益に反しない限り、いずれかの同盟国において、その商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が縮減されることはない。
- (ロ) 登録商標について使用を義務づけている同盟国において、当該商標の登録の効力を失わせることができるのは、相当の猶予期間が経過しており、かつ、当事者がその不作為につきそれが正当であることを明らかにしない場合のみである。
- (ハ) パリ条約第 4 条 C（2）にいう最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる。
- (ニ) いずれの同盟国も、特許出願人が 2 以上の優先権を主張することを理由として、又は優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該同盟国の法令上発明の単一性があるか否かにかかわらず、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない。
- (ホ) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者が、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなかった場合の効果として、各同盟国は、優先権を主張して行った特許出願を拒絶し又は無効とすることを、当該同盟国の国内法令で定めることができる。

- 1 1 つ
- 2 2 つ
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

〔条約 8〕 正解 2**(イ) × パリ 5 条 C (3)**

パリ 5 条 C (3)において、一定の条件の下、商標の共有者が同時に使用しても、いずれかの同盟国においてその商標の登録が拒絶され、又はその商標に対して与えられる保護が減縮されることはない旨が規定されている。当該条件は、その使用の結果公衆を誤らせることとならず、かつ、その使用が公共の利益に反しないことである。しかし、本枝は「その使用が公共の利益に反しない限り」としている。よって、本枝は誤り。

(ロ) ○ パリ 5 条 C (1)

登録商標について使用を義務付けている同盟国においては、相当の猶予期間が経過しており、かつ当事者がその不作為行為につきそれが正当であることを明らかにしない場合にのみ、当該商標の登録の効力を失わせることができる（パリ 5 条 C (1)）。よって、本枝は正しい。

(ハ) ○ パリ 4 条 C (4)

最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないうで、かつ、いかなる権利をも存続させないうで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる（パリ 4 条 C (4)）。よって、本枝は正しい。

(ニ) × パリ 4 条 F

パリ 4 条 Fにおいて、複数優先、部分優先を理由として優先権を否認し、拒絶の処分をすることができない旨を規定している。優先権の否認は発明の単一性の有無にかかわらずできず、拒絶の処分は発明の単一性がある場合に限りできない（同ただし書）。しかし、本枝では「当該国内法令上発明の単一性があるか否かにかかわらず。当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることができない」としている。よって、本枝は誤り。

(ホ) × パリ 4 条 D (1) ・ (4)

最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならず（パリ 4 条 D (1)）、各同盟国は、当該手続がされなかった場合の効果を定める（同(4)）。ただし、その効果は、優先権の喪失を限度とする（同(4)ただし書）。しかし、本枝では「特許出願を拒絶し又は無効とすることを、当該同盟国の国内法令で定めることができる」としている。よって、本枝は誤り。

したがって、正しいものは(ロ)、(ハ)の2つなので、正解は2。

【条約】 9

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易を排除するため、相互に協力することを合意する。
- 2 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がTRIPS協定に適合する限りにおいて、とることができる。
- 3 各加盟国は、他の条約に既に規定する例外を除くほか、知的所有権の保護に関し、他の加盟国の国民に与える待遇よりも有利な待遇を自国民に与える。
- 4 知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、TRIPS協定が除外するもの又は適用しないと規定する手続を除くほか、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。
- 5 TRIPS協定に係る紛争解決においては、TRIPS協定第3条及び第4条の規定を除くほか、TRIPS協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。

〔条約9〕 正解 3**1 O TRIPS 69 条第1文**

加盟国は、知的所有権を侵害する物品の国際貿易を排除するため、相互に協力することを合意する（TRIPS 69 条第1文）。よって、本枝は正しい。

2 O TRIPS 8 条2

加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる（TRIPS 8 条2）。よって、本枝は正しい。

3 × TRIPS 3 条1 第1文・第2文

各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。ただし、他の条約に規定する例外については、この限りでない（TRIPS 3 条1 第1文・第2文）。しかし、本枝では「他の加盟国の国民に与える待遇よりも有利な待遇を自国民に与える」としている。よって、本枝は誤り。

4 O TRIPS 4 条第1文

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、TRIPS 協定が除外するもの（TRIPS 4 条（a）～（d））又は適用しないと規定する手続（TRIPS 5 条）を除くほか、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる（TRIPS 4 条第1文）。よって、本枝は正しい。

5 O TRIPS 6 条

この協定に係る紛争解決においては、第3条及び第4条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない（TRIPS 6 条）。よって、本枝は正しい。

【条約】 10

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 加盟国は、特許の対象に関し、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなさなければならない。
- (ロ) 加盟国は、微生物以外の動物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動物の生産のための本質的に生物学的方法を特許の対象から除外することはできない。
- (ハ) 加盟国は、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない。
- (ニ) 加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる。
- (ホ) 加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護が及んではならないことを定めることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔条約10〕 正解 3**(イ) × TRIPS27条1注**

この条の規定の適用上、加盟国は、「進歩性」及び「産業上の利用可能性」の用語を、それぞれ「自明のものではないこと」及び「有用性」と同一の意義を有するとみなすことができる（TRIPS27条1注）。しかし、本枝では「みなさなければならない」としている。よって、本枝は誤り。

(ロ) × TRIPS27条3(b)第1文

TRIPS27条3(b)第1文において、加盟国は、微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的方法の特許の対象から除外することができる旨規定している。しかし、本枝では「除外することができない」としている。よって、本枝は誤り。

(ハ) ○ TRIPS15条3第2文

加盟国は、商標の実際の使用を登録出願の条件としてはならない（TRIPS15条3第2文）。よって、本枝は正しい。

(ニ) ○ TRIPS25条1第2文

加盟国は、意匠が既知の意匠又は既知の意匠の主要な要素の組合せと著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定めることができる（TRIPS25条1第2文）。よって、本枝は正しい。

(ホ) ○ TRIPS25条1第1文・第3文

加盟国は、独自に創作された新規性又は独創性のある意匠の保護について定めており（TRIPS25条1第1文）、加盟国は、主として技術的又は機能的考慮により特定される意匠については、このような保護が及んではないことを定めることができる（同条1第3文）。よって、本枝は正しい。

したがって、正しいものは（ハ）、（ニ）、（ロ）なので、正解は3。

【著作権法・不正競争防止法】 1

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 複数の画家が、一枚のキャンバスに絵を描いても、共同著作物になるとは限らない。
- 2 共有著作権につき、共有者である甲と乙の持分を甲 9 対乙 1 とすることを契約で定めた後、乙の持分が移転される場合には、常に甲の同意が必要となる。
- 3 自然人である使用者甲が、乙を従業者として雇用した場合、甲は乙の創作した著作物の著作者となることはない。
- 4 プログラム開発会社甲の発意に基づき、従業者乙が職務上作成したプログラムの著作者は、乙が自己の著作の名義の下に公表した場合、常に乙となる。
- 5 法人甲において職務著作が成立したプログラムについて、創作者である従業者乙は、著作者人格権を行使できる。

〔著・不競1〕正解 1**1 ○ 著2条1項12号**

共同著作物とは、①2人以上の者が共同して創作した著作物であって、②その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう（著2条1項12号）。本枝の1枚の絵からは、複数の画家の各人の分担部分を切り離してそれぞれを利用することができれば、共同著作物になるとは限らない（著2条1項12号）。よって、本枝は適切。

【参考】

その他、集合著作物（各編の執筆者がそれぞれ異なる書籍）、結合著作物（音楽作品の歌詞と楽曲）などがある（加戸「逐条講義」2条1項2号）。

2 × 著65条1項

「共有著作権」については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、①その持分を譲渡し、又は②質権の目的とすることができない（著65条1項）。すなわち、③持分の相続の場合には他の共有者の同意を必要としない（加戸「逐条講義」）。したがって、乙の持分が移転される場合、「常に」甲の同意を必要とするわけではない。よって、本枝は不適切。

【参考】

著作権の譲渡、すなわち売買・交換・贈与・信託などの原権利者の意志に基づく任意的移転が認められる以上、「著作権の相続」や差押え、著作物を目的とする質権の設定などが認められる（加戸「逐条講義」61条1項）。

3 × 著15条1項、著2条1項2号

著作物の著作者となる者は、「著作物を創作する者」である（著2条1項2号）。例外として、法人等（法人その他の使用者）は、職務上作成する著作物の著作者となりうる（著15条1項）。この法人等には、個人営業主のような使用者も含まれる（半田・松田「著作権法コンメンタル」15条）。したがって、本枝の著作物が職務上の著作物にあたる場合、甲は乙の創作した著作物の著作者となりうる（著15条）。よって、本枝は不適切。

4 × 著15条2項

プログラムの著作物においては、本来公表を予定していないものも相当あるため、法人著作の特例として、公表名義を問わないこととしている（著15条2項）。したがって、乙が自己の著作の名義の下に公表したとしても、例えば、著作物作成の時における契約・勤務規則その他において、従業者の著作物とする旨の別段の定めがない場合には、甲が著作者となりうる（同項）。よって、本枝は不適切。

5 × 著17条1項、著15条2項、著59条

著作者は、著作者人格権並びに著作権を享有する（著17条1項）。著作者人格権に関し、職務著作（著15条）にあつては、著作物のなかに反映された個性の持ち主である実質的な著作者（乙）ではなく、使用者（甲）に著作者としての著作者人格権が帰属する（半田・松田「著作権法コンメンタル」15条）。したがって、職務著作が成立したプログラムについて著作者は甲であり、著作者人格権を享有する（著17条1項）。また、著作者人格権の一身専属性は、自然人だけではなく、会社等の法人の場合にも認められる（著59条）。したがって、乙は、当該プログラムについて著作者人格権を行使することはできない場合がある。よって、本枝は不適切。

【著作権法・不正競争防止法】 2

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 英語の小説を朗読した音声録音されたCDを、営利目的の英会話教室において再生して、不特定多数の生徒に直接聞かせるためには、当該英語の小説の口述権を有する者の許諾を得る必要がある。
- 2 ホテルにおいて、彫刻作品のレプリカを不特定多数の客が利用するロビーに展示するためには、当該彫刻作品の展示権を有する者の許諾を得る必要がある。
- 3 飲食店の店舗において、不特定多数の客に、映画の著作物である家庭用ゲーム機用のゲームソフトのプレイ画面を見せることは、当該ゲームソフトの上映権を有する者の許諾を得る必要がある。
- 4 音楽の著作物が録音されている市販のCDを、自分の家族に対してお金を取って貸し出すことについて、当該音楽の著作物の貸与権を有する者の許諾を得る必要はない。
- 5 インターネット上のオークションサイトにおいて、不特定多数の客に、著作権者の許諾を得て市販された書籍の中古品を販売することについて、当該書籍の譲渡権を有する者の許諾を得る必要はない。

〔著・不競2〕正解 2**1 ○ 著24条、著2条7項**

著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する（著24条）。「口述」には録音されたものを再生することを含む（著2条7項）。本枝の当該CDを公に再生する行為は、営利を目的としない上演等にも該当せず（著38条1項）、口述権を有する者の許諾を得る必要がある（著24条）。よって、本枝は適切。

2 × 著25条

著作者は、その美術の著作物を、これらの原作品により、公に展示する権利を専有する（著25条）。本条の反対解釈として、美術作品のコピーを展示する場合には展示権は働かない（加戸「逐条講義」）。したがって、レプリカをロビーに展示するに展示権を有する者の許諾を要しない。よって、本枝は不適切。

3 ○ 著22条の2、著2条1項17号

著作者は、その著作物を、公に上映（著2条1項17号）する権利を専有する（著22条の2）。本枝の、飲食店の店舗における当該上映行為は、店舗への顧客集来あるいは店舗での顧客満足度の向上を目的とする利用行為といえる（半田・松田「著作権法コンメンタール」38条1項）。したがって、営利を目的としない上演等には該当せず（著38条1項）、当該ゲームソフトの上映権を有する者の許諾を得る必要がある（著22条の2）。よって、本枝は適切。

4 ○ 著26条の3、著2条5項

著作者は、映画の著作物を除き、その著作物の複製物を公衆に貸与する権利を専有する（著26条の3）。「公衆」には、特定かつ多数の者を含むが（著2条5項）、自分の家族は多数の者に該当せず、当該貸与権を有する者の許諾を得る必要はない。よって、本枝は適切。

【参考】

著作権法は、特定の関係にある者であっても多数人である場合には、これを公衆とみなすことを定めている（著2条5項）。換言すれば、著作権法は、特定かつ少数の人々の間についてまでは、著作者の権利を働かさなくとも著作権者の権利を不当に害するとまでは言えないという判断をしている（半田・松田「著作権法コンメンタール」2条5項）。

5 ○ 著26条の2第2項1号

著作物の原作品又は複製物で、譲渡権者又はその許諾を得た者により適法に公衆に譲渡された場合には譲渡権（著26条の2第1項）は消尽する（同2項1号）。したがって、当該中古品を販売することについて、当該書籍の譲渡権を有する者の許諾を得る必要はない（同号）。よって、本枝は適切。

【参考】

貸与権の対象は著作物の複製物となっていて原作品は対象とされていないが、譲渡権の対象は著作物の原作品及び複製物となっている（加戸「逐条講義」）。

【著作権法・不正競争防止法】 3

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 企業の企画会議において、あるイラストを新製品の包装のデザインに採用するかを検討するために、必要な限度で当該イラストを複製した包装のサンプルを作成することについて、それにより著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該イラストの複製権を有する者の許諾は必要ではない。
- 2 新聞に特定の単語がどのように用いられているかを解析するために当該新聞を複製する行為は、解析に必要な限度で行われる場合であって、著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該新聞の複製権を有する者の許諾は必要ではない。
- 3 大学の授業を担当する教授が、当該授業の受講生のみがアクセスできる学習管理システムのサーバーに、授業で使用する論文を、その授業の過程に必要な限度でアップロードする行為について、それにより著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該論文の公衆送信権を有する者の許諾は必要ではない。
- 4 テレビ局が報道番組で飲食店におけるインタビューを撮影する際に、店内で流れていたBGMもたまたま収録されていた場合、それが軽微といえる部分であって、それにより著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該番組を放送する行為について、当該BGMに含まれる音楽の著作物の公衆送信権を有する者の許諾は必要ではない。
- 5 営利企業が社会貢献として、聴衆から料金を受けず実演家に報酬を支払わないで、公衆に直接聞かせる演奏会を主催する場合、それにより著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該演奏会で演奏される既に公表された音楽の著作物の演奏権を有する者の許諾は必要ではない。

〔著・不競3〕正解 5**1 ○ 著30条の3、著21条**

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する（著21条）。なお、①著作権者の許諾を得て著作物を利用しようとする者は、②これらの検討の過程における利用に供することを目的とする場合には、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用することができる（著30条の3）。本枝では、上記①及び②は満たす。したがって、著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該イラストの複製権を有する者の許諾は必要ではない（著30条の3ただし書）。よって、本枝は適切。

2 ○ 著30条の4第2号、著21条

著作物は、①情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から当該情報を構成する言語等の解析を行うこと）の用に供する場合（著30条の4第2号）、②その必要と認められる限度において、いずれかの方法によるかを問わず、利用することができる（著30条の4柱書）。本枝の複製行為は、上記①及び②を満たす。したがって、著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該新聞の複製権（著21条）を有する者の許諾は必要ではない（著30条の4柱書ただし書）。よって、本枝は適切。

3 ○ 著35条、著23条1項

著作者は、その著作物について公衆送信（送信可能化を含む。）を行う権利を専有する（著23条1項）。なお、①学校その他の教育機関において教育を担任する者は、②その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、③その必要と認められる限度において、④公表された著作物を、公衆送信を行うことができる（著35条1項本文）。本枝では、①～④を満たす。したがって、著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該論文の公衆送信権を有する者の許諾は必要ではない（著35条1項ただし書）。よって、本枝は適切。

【参考】

非営利目的の教育機関として、例えば、学校には、幼稚園～大学、私立学校などが含まれる（加戸「逐条講義」35条）。

4 ○ 著30条の2第1項、著23条1項

放送を行うに当たって、①その対象とする事物又は音に付随して対象となる事物又は音に係る著作物（BGMに含まれる音楽）が、②軽微な構成部分となる場合、③正当な範囲内において、当該複製伝達行為に伴って、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる（著30条の2第1項本文）。本枝では、①～③を満たす。したがって、著作権者の利益を不当に害することにならないのであれば、当該公衆送信権（著23条1項）を有する者の許諾は必要ではない（同項ただし書）。よって、本枝は適切。

5 × 著38条1項、著22条

著作者は、その著作物を、公に上演し、又は演奏する権利を専有する（著22条）。なお①「営利目的でなく」、②入場料等を徴収せず、かつ、③出演者等に報酬を支払わないという3つの要件を充足する場合には、公表された著作物を、上演・演奏・上映・口述といった公衆送信以外の方法によって公衆に提示することができる（著38条1項）。したがって、著作権者の利益を不当に害することにならないことは、著38条1項（営利を目的としない上演等）の適用要件とはされていない。よって、本枝は不適切。

【著作権法・不正競争防止法】 4

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有するが、何者かによって未公表の著作物が無断で公表されてしまった場合、当該著作物は公表されたものとみなされる。
- 2 著作者は、その著作物の公衆への提示に際して、著作者名を表示する権利を有しているが、著作者が表示を希望する氏名が表示されていれば足りるので、単なる補助的なスタッフの一人として表示されていたとしても、当該権利の侵害にはならない。
- 3 作曲家が著作物である音楽の楽譜を変名を付して出版した場合に、他人がその音楽を演奏してウェブ上で公開するにあたり作曲家の実名を付しても、氏名表示権の侵害にあたることはない。
- 4 著作者は、著作者人格権が侵害されている場合、その侵害行為に対して差止請求や損害賠償請求を行うことができ、また、その侵害行為に対しては刑事罰の規定が適用される場合もある。
- 5 著作者人格権は契約により譲渡することはできないが、著作者が死亡した場合には、相続によって、被相続人である著作者から相続人に移転する。

〔著・不競4〕正解 4**1 × 著18条1項、著4条**

著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。）を公衆に提供し、又は提示する権利を専有する（著18条1項）。したがって、未公表の著作物が無断で公表（著4条）された場合には、当該著作物は公表されたものとはみなされない（著18条1項かつこ書）。よって、本枝は不適切。

【参考】著18条1項かつこ書

著作者から著作権の譲渡を受けた者の著作権行使による公表であって、著作者の著作者人格権行使による同意を得ない場合の公表がありうるので（著4条）、著18条1項かつこ書の中ではそのような著作権の行使によって公表されたものであっても、著作者の同意を得ていないものについては、未公表とみなす取扱いで公表権を確保している（加戸「逐条講義」）。

2 × 著19条1項

著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を「著作者名として」表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する（著19条1項）。したがって、著作者名が、単なる補助的なスタッフの一人として表示されていた場合、氏名表示権（著19条1項）の侵害となりうる。よって、本枝は不適切。

3 × 著19条1項

著作者は、その著作物の公衆への提示に際し、その実名若しくは変名を、①著作者名として表示し、又は②著作者名を表示しないこととする権利を有する（著19条1項）。また、著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従って著作者名を表示することができる（同条2項）。したがって、実名不表示とした著作物の公衆への提示に際し実名を付する行為は、著作者が表示しているところに従って著作者名を表示しているとはいえないため、氏名表示権の侵害にあたる場合がある（同項）。よって、本枝は不適切。

【参考】提供と提示

提供とは「著作物を多数人に譲渡または貸与すること」であり、提示とは「提供以外の方法によって、著作物を公衆に認識させること」である。例えば、上演、演奏、公衆送信、口述、展示、上映等、無形的複製がこれに当たる（半田・松田「著作権法コンメンタール」）。

4 ○ 著112条1項、著119条2項1号

著作者人格権が侵害されている場合、その侵害行為に対して差止請求（著112条1項）や損害賠償請求を行うことができる（民710条）。また、その侵害行為に対しては刑事罰の規定が適用される場合もある（著119条2項1号）。よって、本枝は適切。

【参考】

著作者人格権あるいは実演家人格権は、民710条（財産以外の損害の賠償）の適用を受けることになる（半田・松田「著作権法コンメンタール」114条）。

5 × 著59条

著作者人格権は、著作者の一身に帰属し、譲渡することはできない（著59条）。なお、「著作者の一身に帰属し」とは、著作者人格権の本来的な性質を明らかにしたもので、相続の対象にもならないことを意味する（加戸「逐条講義」）。したがって、著作者人格権は契約により

譲渡することはできず（著 59 条）、相続によって移転することもない（同）。よって、本枝は不適切。

【著作権法・不正競争防止法】 5

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 ある漫画を批評する書籍において、当該漫画を引用する際に、漫画の創作的表現を構成するコマ割りについて無断で変更した場合、当該漫画の著作者が有する同一性保持権を侵害する。
- 2 紙媒体による出版物として発行された小説について、その著作権を譲り受けた者が電子書籍として出版する場合、出版の媒体を変更することは、当該小説の著作者が有する同一性保持権を侵害する。
- 3 50頁にわたる短編小説を、要約サービス会社が3行に要約した場合、当該短編小説の著作者が有する同一性保持権を侵害しない。
- 4 ある彫刻の原作品を購入した所有者が、それに手を加えて改変した場合、それによって当該彫刻の評価が高まったとしても、当該彫刻の著作者が有する同一性保持権を侵害する。
- 5 ある絵画の原作品を購入した所有者が、それをわざと焼失させたとしても、当該絵画の著作者が有する同一性保持権を侵害しない。

〔著・不競5〕 正解 2**1 ○ 著20条1項、著2条1項1号**

著作者は、①その著作物及び②その題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする（著20条1項）。著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸等の範囲に属するものをいう（著2条1項1号）。すなわち、「創作的表現」がある場合に著作物として保護するというのが著作権法の原則である（半田・松田「著作権法コンメンタール」20条）。したがって、「創作的表現」を構成するコマ割りについて無断で変更した場合、同一性保持権を侵害する（著20条1項）。よって、本枝は適切。

2 × 著20条2項4号、著20条1項

出版の媒体の変更は、著20条1項（同一性保持権）に規定する改変には該当せず（著20条1項）、デジタル化などは、「やむを得ないと認められる改変」に該当する（著20条2項4号）。よって、本枝は不適切。

3 ○ 著20条1項

ダイジェスト（要約）という形である程度の長さの著作物を短く縮めるという行為は翻案に該当するが、そうではなくて、ある著作物が何を書いているかを紹介する程度のもの、例えば、新聞・雑誌の図書の紹介とか、図書目録に掲載するための要旨などは、著作物の翻案とは言えない（加戸「逐条講義」27条）。本枝の要約は、翻案にはあらず、同一性保持権の侵害にもあたらない（著20条1項）。よって、本枝は適切。

4 ○ 著20条1項

著作者は、その意に反して、その著作物の変更、切除、その他の改変を受けないものとする（著20条1項）。「意に反する改変」とは、著作者の主観的意図に反する改変をいう（加戸「逐条講義」）。したがって、当該彫刻の著作者が有する同一性保持権を侵害する（著20条1項）。よって、本枝は適切。

5 ○ 著20条1項

絵画をわざと焼失させたとしても、同一性保持権の問題ではない（著20条1項）。同項は、著作物の原作品がこの世から消えることについて規制しているわけではない（加戸「逐条講義」）。よって、本枝は適切。

【著作権法・不正競争防止法】 6

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 他人の商品等表示が需要者の間で周知になる前から不正の目的なくその商品等表示と類似の商品等表示を使用する者が、先使用に係る適用除外を定める不正競争防止法第19条第1項第3号の適用を受けるためには、その者の商品等表示が、他人の商品等表示が需要者の間で周知になる前から需要者の間で周知になっている必要がある。
- 2 自己の氏名を使用する行為は、どのような目的で使用するかにかかわらず、商品等表示に係る不正競争防止法上の規制の対象となることはない。
- 3 他人の商品の形態と実質的に同一の形態の商品を、当該他人とは無関係に独自に創作したうえでそれを譲渡する行為も、商品形態模倣に係る不正競争に該当する。
- 4 他人の商品 **A** の形態を模倣した商品 **B** を販売する者は、更にその者の商品 **B** を模倣した商品 **C** を販売する者に対して、その商品 **C** を販売する行為が商品形態模倣に係る不正競争に該当するとして、差止請求をすることができる。
- 5 他人の著名な商品等表示と同一のものを使用する行為であっても、それが自己の商品等表示として使用するものでなければ、不正競争防止法第2条第1項第2号の商品等表示に係る不正競争に該当することはない。

〔著・不競6〕正解 5**1 × 不競19条1項3号**

不競19条1項3号（周知性獲得以前からの先使用）は、混同惹起行為（不競2条第1項1号）に対する適用除外を規定する（経済産業省「逐条解説」）。本号は、①他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前から、②その商品等表示を不正の目的でなく使用している場合に認められる（不競19条1項3号）。したがって、先使用表示の周知性は要件とされていない（同）。よって、本枝は不適切。

2 × 不競19条1項2号

不競19条1項2号（自己の氏名の不正の目的でない使用）は、混同惹起行為（不競2条1項1号）、著名表示冒用行為（同項2号）、代理人等の商標冒用行為（同項22号）に対する適用除外を規定する（経済産業省「逐条解説」）。本号は、自己の氏名を使用する利益は本人自身が享受すべきであるから、不正の目的がなく使用する場合には、適用除外とするものである。したがって、不正の目的での使用は、商品等表示に係る不正競争防止法上の規制の対象となる場合がある。よって、本枝は不適切。

3 × 不競2条1項3号、不競2条5項

不競2条1項3号は、他人の商品の形態を模倣した商品の譲渡等の行為を「不正競争」と規定する（経済産業省「逐条解説」）。模倣品・海賊版を放置すると、公正な競争秩序を崩壊させることにもなりかねないからである。また、「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう（同条5項）。したがって、当該他人とは無関係に独自に創作し譲渡する行為については、商品形態模倣に係る不正競争に該当しない（同条1項3号）。よって、本枝は不適切。

4 × 不競3条1項、不競2条1項3号、東京地判平成13年8月31日「エルメス・パーキン事件」

不競2条1項3号（形態模倣）の請求主体は、原則として、形態模倣の対象とされた商品を、自ら開発・商品化して市場に置いた先行開発者である（東京地判平成13年8月31日「エルメス・パーキン事件」）。したがって、他人の商品Aの形態を模倣した商品を販売する者については、本号による差止請求をすることはできない（不競3条1項）。よって、本枝は不適切。

5 ○ 不競2条1項2号、札幌地判平成26年9月4日「食べログ事件」

不競2条1項2号（著名表示冒用行為）は、他人の著名な商品等表示の冒用行為を「不正競争」と規定する（経済産業省「逐条解説」）。本号の対象となるのは、著名な商品等表示を「自己の商品等表示として」使用した場合に限られる（札幌地判平成26年9月4日「食べログ事件」）。よって、本枝は適切。

【著作権法・不正競争防止法】 7

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 不正の目的をもって、他人の商品等表示として周知のものと同一又は類似の商品等表示を使用する不正競争は、その未遂も刑事罰の対象である。
- 2 不正の目的をもって、他人の商品等表示として周知のものと同一又は類似の商品等表示を使用する不正競争については、告訴がなくても公訴を提起することができる。
- 3 不正の利益を得る目的で、他人の特定商品等表示と同一又は類似のドメイン名を使用する権利を取得する不正競争は、刑事罰の対象である。
- 4 不正の目的をもって、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知する不正競争は、刑事罰の対象である。
- 5 不正競争防止法の定める秘密保持命令に係る違反については、告訴がなくても公訴を提起することができる。

〔著・不競7〕正解 2**1 × 不競21条4項、不競21条2項1号、不競2条1項1号**

他人の商品等表示として周知のものと同一又は類似の商品等表示を使用する不正競争（不競2条1項1号）は、「不正の目的」をもって行う行為について刑事罰の対象となる（不競21条2項1号）。一方、平成27年改正により、営業秘密の侵害に関する犯罪類型（不競21条1項各号及び21条3項1号～3号）については未遂罪も処罰されることになった（不競21条4項、小野・松村「新・不正競争防止法概説」）。したがって、本枝の混同惹起行為（不競2条1項1号）については、未遂は刑事罰の対象とならない（不競21条2項1号）。よって、本枝は不適切。

2 ○ 不競21条5項、不競21条2項1号、不競2条1項1号

不競21条2項6号（秘密保持命令違反）の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない（不競21条5項）。したがって、不正の目的をもって行う混同惹起行為（不競2条1項1号）については、告訴がなくても公訴を提起することができる（不競21条2項1号）。よって、本枝は適切。

【参考】

平成27年改正により、営業秘密侵害罪を非親告罪とした（経済産業省「逐条解説」）。

3 × 不競2条1項19号、不競21条2項各号

ドメイン名に係る不正行為（不競2条1項19号）については、当事者間の民事的請求に委ね、刑事罰の対象としていない。したがって、ドメイン名を使用する権利を取得する本枝の不正競争については、刑事罰の対象とならない（不競21条2項各号）。よって、本枝は不適切。

4 × 不競2条1項21号、不競21条2項各号

信用棄損行為（不競2条1項21号）については、当事者間の民事的請求に委ね、刑事罰の対象としていない（不競21条2項各号）。ただし、刑法233条の信用毀損及び業務妨害罪として処罰される場合がある（経済産業省「逐条解説」）。よって、本枝は不適切。

5 × 不競21条5項、不競21条2項6号

不競21条2項6号の罪（秘密保持命令違反）は告訴がなければ公訴を提起することができない（不競21条5項）。被害者その他の法律に定めた者の有効な告訴の存在を起訴の条件とする親告罪とした旨を定めたものである（経済産業省「逐条解説」）。よって、本枝は不適切。

【著作権法・不正競争防止法】 8

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 不正競争防止法第2条第1項第1号の商品等表示に係る不正競争に対して、営業上の利益を侵害されたとして差止請求をすることができる者には、その商品等表示に係る使用許諾を受けた者が含まれることはない。
- 2 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、その損害賠償責任を負うが、営業秘密を使用する行為に限り、その差止請求権が時効により消滅した後の使用行為によって生じた損害について、その責任を負わない。
- 3 営業秘密に係る不正競争につき損害賠償を請求する際に、技術上の秘密の場合とそうでない秘密の場合とで、適用できる不正競争防止法第5条の損害の額の算定に係る規定に違いはない。
- 4 裁判所の命ずる信用回復の措置の対象となる不正競争には、技術的制限手段に係る不正競争は含まれていない。
- 5 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

〔著・不競8〕正解 5**1 × 不競3条1項、東京地判昭和51年9月29日「龍村織事件」**

「不正競争」に対し差止め等を請求することができるのは、当該「不正競争」によって「営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者」である（不競3条1項）。判例上、ライセンサーであっても、事業活動を行う者である限り、請求権者となり得る。もっとも、一般消費者には原則として請求主体性が認められない（経済産業省「逐条解説」）。したがって、その商品等表示（不競2条1項1号）に係る使用許諾を受けた者についても差止請求が認められる場合がある（不競3条1項）。よって、本枝は不適切。

2 × 不競4条ただし書、不競15条1項

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、不競15条（消滅時効）の規定により同条に規定する権利が消滅した後に、①その営業秘密、又は②限定提供データを使用する行為によって生じた損害については、この限りでない（不競4条）。したがって、上記②についても、その差止請求権が時効により消滅した後の使用行為によって生じた損害についても、不競4条（損害賠償）は適用されない（同ただし書）。よって、本枝は不適切。

【参考】

不競4条に基づく損害賠償請求権が消滅しても、不正使用状況が民709条の要件に該当する場合には民法に基づく請求ができることとなる（経済産業省「逐条解説」）。

3 × 不競5条1項かつこ書

不競5条第1項（逸失利益の立証容易化）の規定は、不競2条1項4号～9号のうち、技術上の秘密に関するものが対象とされるが、顧客名簿等の営業上の秘密に関するものについては、対象としていない。したがって、技術上の秘密の場合とそうでない営業上の秘密の場合とで不競5条の損害の額の算定に係る規定に違いがある（不競5条1項かつこ書）。よって、本枝は不適切。

4 × 不競14条

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、①損害の賠償に代え、又は②損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる（不競14条）。本条は、平成5年改正時に、全ての類型を対象とし、被害者の救済の充実を図ることとした（経済産業省「逐条解説」）。したがって、技術的制限手段に係る不正競争についても信用回復の措置の対象となる（不競14条）。よって、本枝は不適切。

5 ○ 不競9条

不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるとき」は、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる（不競9条）。よって、本枝は適切。

【参考】

民訴248条には「損害の性質上その額を立証することが極めて困難」な場合に裁判所が相当な損害額の認定を可能とする規定がある（経済産業省「逐条解説」）。

【著作権法・不正競争防止法】 9

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 自己の販売する商品が、世界的に著名な様々な香水と「香りのタイプ」が同じであると広告する行為は、両者の香りが同一であると断じているわけではないことが明らかで、需要者が、著名な香水と同一の香りであると考えることがない場合、内容誤認惹起に係る不正競争には該当しない。
- 2 中古自動車の販売に際し、その走行距離数を実際より少なく表示する行為は、品質誤認惹起に係る不正競争に該当する。
- 3 プリンターに装着するとそのディスプレイに「シテイノトナーガソウチャクサレイマス」と表示されるように加工した非純正品トナーカートリッジの販売について、需要者は「シテイノトナー」とはプリンターメーカーが指定した純正品であり、非純正品とは品質、内容の違いがあると理解しており、非純正品を装着した際の「シテイノトナー」の表示が、プリンターメーカーが指定した商品ではないものを指定された商品であると想起させるものである場合、その販売は、品質・内容誤認惹起に係る不正競争に該当する。
- 4 日本製のクレヨンの包装にエッフェル塔の図柄をあしらい、文字はすべてフランス語で書かれていても、商品がフランス製であるという表示はされていない場合は、当該包装を施したクレヨンの販売は、原産地誤認惹起に係る不正競争には該当しない。
- 5 牛肉に鶏肉や豚肉等を混ぜて製造した挽き肉に、牛肉のみを原料とするかのような表示をした販売は、品質・内容誤認惹起に係る不正競争に該当する。

〔著・不競9〕正解 4**1 ○ 不競2条1項20号、東京高判昭和56年2月25日「香りのタイプ事件」**

被告商品が世界的に著名な様々な香水と「香りのタイプ」が同じであると広告する行為について、「香りの調子又は香りのタイプの点において 同じであるとの趣旨を表現しているにすぎず、両者の香りそのものが同一であるとまで断じているわけではないことが明らかであるから」、需要者が、被告商品と著名な香水とが同一の香りであると誤認することはないから商品の内容に関する誤認を惹起しない（東京高判昭和56年2月25日「香りのタイプ事件」）。したがって、本枝の行為は、内容誤認惹起に係る不正競争には該当しない（不競2条1項20号）。よって、本枝は適切。

2 ○ 不競2条1項20号

不競2条1項20号は、商品の品質、内容について誤認を生じさせるような表示を行う行為等を「不正競争」と規定する。中古自動車の走行距離数に関する表示も「品質」に関する表示に該当するものと考えられる（経済産業省「逐条解説」）。したがって、走行距離数を実際より少なく表示する行為は品質誤認惹起に係る不正競争に該当する（不競2条1項20号）。よって、本枝は適切。

3 ○ 不競2条1項20号、大阪地判平成29年1月31日「リサイクルトナーカートリッジ事件」

トナーカートリッジを装着すると原告プリンターのディスプレイに現れる「シテイノトナーガソウチャクサレティマス」との表示の「シテイノトナー」について「原告プリンターに用いられるべきものと定めたトナーカートリッジであると理解するものと考えられ、不競2条1項20号にいう「品質、内容」の表示である（大阪地判平成29年1月31日「リサイクルトナーカートリッジ事件」）。したがって、その販売は、品質・内容誤認惹起に係る不正競争に該当する（不競2条1項20号）。よって、本枝は適切。

4 × 不競2条1項20号

不競2条1項20号は、商品の原産地について誤認を生じさせるような表示を行う行為等を「不正競争」と規定している。「原産地」とは商品が生産、製造又は加工され商品価値が付与された地のことをいう。原産地表示であることが明記されていなくても表示が付された商品全体を観察し、商品の需要者又は取引者が、当該表示を商品の原産地表示と認識する表示であれば原産地表示に当たる。したがって、商品がフランス製であるという表示はされなくても、商品全体を観察し、誤認惹起行為に該当する場合がある（不競2条1項20号）。よって、本枝は不適切。

5 ○ 不競2条1項20号、札幌地判平成20年3月19日「ミートホープ事件」

牛肉に鶏肉や豚肉を混ぜて製造したミンチ肉に、あたかも牛肉のみを原料とするかのようにした表示について、商品の品質及び内容を誤認させる表示であるとした（札幌地判平成20年3月19日「ミートホープ事件」）。したがって、本枝のような表示をした販売は、品質・内容誤認惹起に係る不正競争に該当する（不競2条1項20号）。よって、本枝は適切。

【著作権法・不正競争防止法】 10

不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 信用毀損に係る不正競争に該当するためには、虚偽の事実の告知により信用を害される他人が特定されていることが必要であるが、当該他人の名称自体が明示されていなくても、当該告知の内容及び業界内周知の情報から、当該告知を受けた取引先において、当該他人が誰を指すのか理解できるのであれば、それで足りる。
- 2 競争関係にある他人の営業上の信用を害する内容を流布しても、それが証拠等による証明になじまない価値判断に基づく意見表明であれば、信用毀損に係る不正競争には該当しない。
- 3 競争関係にある相手方に関する虚偽の事実を、その相手方に対し直接告知することは、信用毀損に係る不正競争には該当しない。
- 4 競業者の営業上の信用を害する事実の告知が、信用毀損に係る不正競争に該当するかを認定するに際し、その事実が虚偽であるかどうかは、平均的な一般人の聞き方を基準として判断するものであり、当該告知の受け手が具体的にどのような者で、どの程度の予備知識を有していたか等の事情により影響を受けるものではない。
- 5 競業者が販売している商品が、自己の実用新案権を侵害するものであるとの印象を与える広告を掲載したが、裁判所により当該商品はこの実用新案権の権利範囲に属しないと認定された場合、この広告掲載は、信用毀損に係る不正競争に該当することがあり、その場合、広告掲載前に弁理士の鑑定を得ていたことにより、過失が否定されるとは限らない。

〔著・不競10〕 正解 4**1 ○ 不競2条1項21号、東京地判平成18年7月6日**

競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を「告知」し、又は流布する行為は不正競争に該当する（不競2条1項21号）。なお、当該告知等の行為によって信用を害される「他人」が特定されていることが必要である。もっとも、当該「他人」の名称自体が明示されていなくても、当該告知等の内容及び業界内周知の情報から、当該告知等の相手方となった取引先において、「他人」が誰を指すのか理解できるのであれば、それで足りるとされる（東京地判平成18年7月6日、経済産業省「逐条解説」）。よって、本枝は適切。

2 ○ 不競2条1項21号、東京地判平成27年9月25日

不競2条1項21号にいう「虚偽の事実」とは客観的事実に反する事実をいうところ、そこにいる事実は証拠等により虚偽か否かが判断可能な客観的事項をいい、事実ではない主観的な見解ないし判断、証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議ないし法的な見解の表明は、事実を摘示するものではなく、意見ないし論評の表明の範ちゅうに属すると解すべきである（東京地判平成27年9月25日、経済産業省「逐条解説」）。したがって、本枝の意見表明であれば、信用毀損に係る不正競争には該当しない（不競2条1項21号）。よって、本枝は適切。

3 ○ 不競2条1項21号、大阪地判昭和60年10月23日「電線保護カバー事件」

競争者に直接、権利侵害の警告をすることは不競2条1項21号に該当しない（小野「新・注解不正競争防止法」）。このような直接の警告は、当事者間での内部的な問題であり、当事者間で直接このような警告がなされたからといって、直ちに取引先の第三者に対する警告がなされたと推認することはできない（大阪地判昭和60年10月23日「電線保護カバー事件」）。よって、本枝は適切。

【参考】権利侵害の告知

訴訟活動として正当になされた行為であれば、正当な権利行使の一環として違法性を阻却すると考えられている（経済産業省「逐条解説」）。例えば、知財高裁平成25年2月1日「ごみ貯蔵器事件」など（商標・意匠・不正競争判例百選第2版）。

4 × 不競2条1項21号、東京高判平成14年6月26日「パチスロ機パテントプール事件」

不競21条1項21号の信用棄損行為の成立要件である「虚偽の事実」該当性の判断として、その受け手がどのような者であって、どの程度の予備知識を有していたか、当該陳述ないし掲載がどのような状況で行われたか等の点を踏まえつつ、当該受け手の普通の注意と聞き方ないし読み方を基準として判断されるべきである（東京高判平成14年6月26日「パチスロ機パテントプール事件」、商標・意匠・不正競争判例百選第2版）。よって、本枝は不適切。

5 ○ 不競2条1項21号、大阪地判昭和53年12月19日「戸車用レール事件」、名古屋地判昭和59年8月31日「マグネット式筆入れ事件」

他人の製造販売する製品などに対して、自己の特許権（実用新案権等の知的財産権についても同じ）を侵害していると宣伝することは、上記製品がその特許発明の技術的範囲に属しないときは、不競2条1項21号（信用棄損行為）に該当することがある（小野・松村「新・不正競争防止法概説第3版」）。したがって、本枝前段は正しい（大阪地判昭和53年12月19日「戸車用レール事件」）。また、告知行為が専門家である弁理士の判断に依拠してなされたものであるとしても、取引先等第三者に対する影響の重大性等に鑑みると、その程度の事由を

もって過失を否定することはできない場合もあり（名古屋地判昭和59年8月31日「マグネット式筆入れ事件」）、本枝後段も正しい。よって、本枝は適切。

